

大東建託グループ ESG 追加レポート 2021

0. はじめに（ESG 追加レポートとは）

大東建託株式会社(以下、当社)では、大東建託グループ(以下、当社グループ)の財務・非財務情報、および価値創造活動に関心をお持ちの方々に向け「統合報告書」を、当社グループの事業概要・業績、業界ポジション・市場環境などに関する指標や統計データに関心をお持ちの方々に向け「FACTBOOK」を、当社の環境活動に関心をお持ちの方々に向け「環境報告書」を毎年発行しています。

この度、株主・投資家様をはじめとするステークホルダーのみなさまからのご要望を受け、特に当社グループの非財務活動に関する認識・方針、マネジメント体制やKPI(重要業績評価指標)/KGI(重要目標達成指標)を含む定量データに関心をお持ちの方々に向けて「ESG 追加レポート」を発行いたしました。定期レポートと併せてご一読いただき、当社グループの事業活動に関するご理解を深めていただけますと幸いです。

尚、当レポートの各項目に関連する情報開示媒体(統合報告書、FACTBOOK、環境報告書、当社コーポレートサイトなど)がある場合には、媒体名と該当ページを都度掲載しておりますので、併せてご一読ください。

大東建託(株)コーポレートサイト

<https://www.kentaku.co.jp/>

大東建託(株)コーポレートサイト IR 情報

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/>

大東建託(株)コーポレートサイト サステナビリティ

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/>

統合報告書

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/report.html>

FACTBOOK

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/factbook.html>

環境報告書

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/>

報告対象期間

2020年4月1日～2021年3月31日

特に記載のない限り「期間」で捉えられる数値は2021年3月期、その他は2021年3月末時点の数値を報告しています。

報告対象範囲

大東建託株式会社、および大東建託グループの非財務活動。活動分野ごとに主要な対象会社が異なる場合は、都度、対象範囲を記載しています。

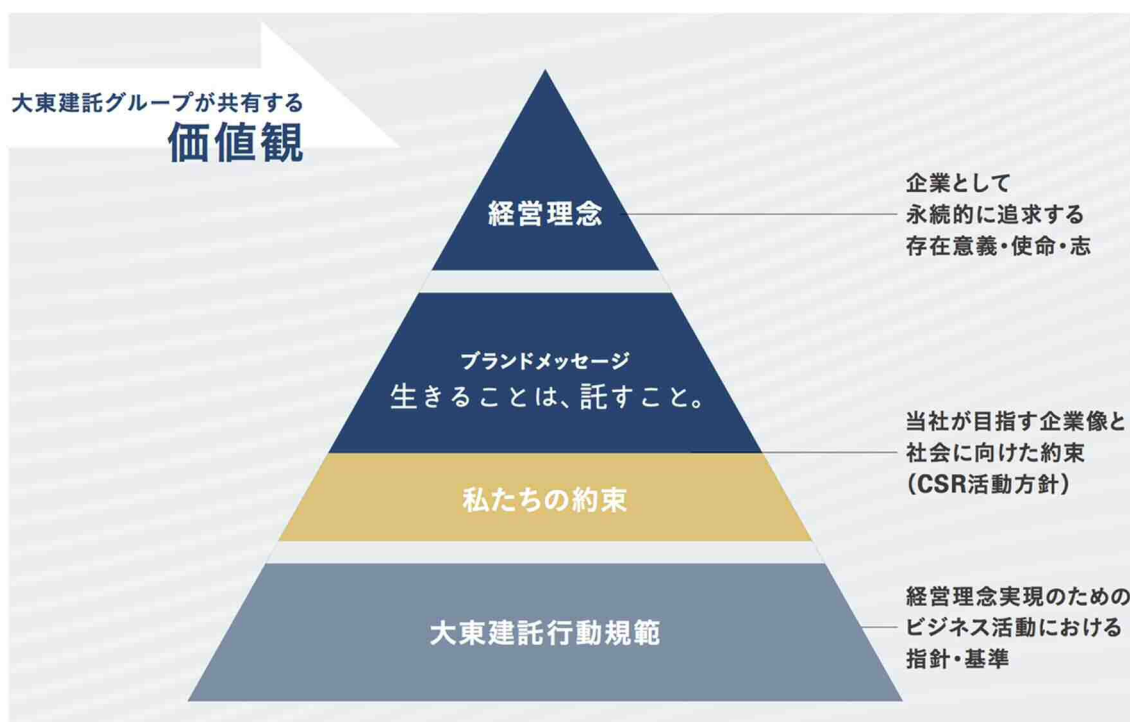
1. 大東建託の目指す姿と事業

1) 経営理念

**「我が社は、限りある大地の最有効利用を
広範囲に創造し、実践して社会に貢献する」**

2) 大東建託グループが共有する価値観

大東建託グループは、確固たる経営理念を追求し、事業領域の強化と拡大を実現することで、生活総合支援企業として、ステークホルダーのみなさまから夢や将来を託され、継続的な成長ができる企業を目指しています。



(1) ブランドメッセージ

生きることは、託すこと。

2017年3月、中期経営スローガン「賃貸住宅にできることを、もっと。」を昇華させる形で、当ブランドメッセージを制定しました。賃貸住宅の枠を超え、お客様から真に信頼される企業であり続けると共に、多くのことを託される企業に進化していくという想いを込めています。

(2) 私たちの約束

多くのことを託される企業となるため、ステークホルダーの皆さまに対する当社からの約束を「私たちの約束」として開示しています。

「私たちの約束」の詳細は以下の通りです。

私たちの約束

オーナー様へ：

“建てて託される、託されて建てる”世代を超える価値を常に追求します。

- ① オーナー様の立場に立って、土地や資産の価値を保全し、さらに高める土地活用・賃貸事業を提案します。
- ② 安心・安全・安定の長期賃貸経営をシステムで提供し、世代を超える円満円滑な資産承継までを支え続けます。
- ③ 長期間の賃貸経営を支える高耐久・高品質な賃貸建物を提供します。

入居者様へ：

お部屋探しから快適な暮らしのサポートまで、最上の満足を提供します。

- ① 質の高い情報でライフスタイルに合わせた最適な住まいを提供します。
- ② ご相談へのスピーディーな対応をはじめ、24時間快適な暮らしをサポートします。
- ③ 「長く住みたい」「また住みたい」と思える、安心・安全な住空間を提供します。

株主様へ：

経営計画の確実な実現で、継続的な株主還元を約束します。

- ① 常に挑戦的で高い目標設定を行い、経営計画を確実に実現します。
- ② 継続的な高い利益還元を約束します。
- ③ 透明性のある公平で積極的な情報公開を約束します。

取引先様へ：

地域、人とのつながりを大切に、共存共栄できるパートナーシップを築きます。

- ① フェアで公正な取引による信頼関係を築きます。
- ② 共存共栄できる真のパートナーシップを築きます。
- ③ 地域との連携を大切に、地元の人材・企業の力を活用します。

地域社会へ：

社会変化を先取りし、地域経済や地域社会の活性化に貢献します。

- ① 多様化する世帯や住環境に対応し、賃貸住宅の新しいスタンダードを追求していきます。
- ② 賃貸住宅の提供を通し、地域と一体となり、地域経済や地域コミュニティの活性化を図ります。
- ③ 環境保全に役立つ企業活動、賃貸建物の提供を追求します。

従業員として：

やりがいを感じてチャレンジできる、活力がみなぎる職場環境をつくれます。

- ① 前向きに高い目標にチャレンジする人、実現した人を正當に評価します。
- ② やりがいを実感し、誇りを持てる職場環境をつくれます。
- ③ 個人の人間性・価値観を認め合い、人格を尊重します。

(3) 大東建託行動規範

当社及び当社グループ各社は、経営理念を実践し、お客様をはじめとする社会からの信用を築くため、大東建託行動規範を明示しています。大東建託行動規範は、日常のビジネス活動における指針・基準とし、当社グループを構成する全ての個人の行動に適用します。

大東建託行動規範の詳細は以下の通りです。

大東建託行動規範

1. 法令の遵守と企業倫理

- ① 私たちは、倫理的に正しい行為を最優先に考え、常に法令・ルールを遵守し、社会人としての良識と責任をもって行動します。
- ② 私たちは、お互いの人格・個性を尊重し、社会的差別や人権侵害を許しません。
- ③ 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした姿勢で臨みます。

2. 透明度の高い経営と機密保持

- ① 私たちは、経営・事業内容を正しく理解していただくため、お客様や投資家等に対して、適時・適切な情報開示に努めます。
- ② 私たちは、公正かつオープンな取引関係を維持していくため、協力業者等からの贈答・接待を一切辞退します。
- ③ 私たちは、業務上知り得た顧客または取引先等の情報を厳重に管理し、正当な理由なくして他の目的に使用しません。

3. 顧客第一主義

- ① 私たちは、お客様の立場にたって行動し、高い満足と信頼を得られるよう常に自らを変革します。
- ② 私たちは、全てのお客様に対して紳士的に接し、正しい情報を提供して公正な取引に努めます。

4. 社会的責任

- ① 私たちは、社会から求められる商品・サービスを永続的に提供していくため、健全な財務体質を維持します。
- ② 私たちは、社会との関わり合いを常に意識し、様々なステークホルダー（利害関係者）からの声に積極的に耳を傾けます。
- ③ 私たちは、一人一人が社会貢献について考え、小さなことでも身近なところから進んで取り組みます。

5. 環境問題と安全衛生への取組み

- ① 私たちは、省エネルギー、省資源、リサイクルに努め、地球環境保全に積極的に取り組みます。
- ② 私たちは、土地活用の先進的企業として、地域や自然との調和を考え、良好な住環境を維持していくことを心がけます。
- ③ 社員及び当社業務に従事する作業員等の安全と健康が確保出来、快適で『人生の夢』をかけられる企業（職場）環境作りに努めます。

6. 海外における活動

- ① 私たちは、国際ルールや現地の法令を遵守するとともに、現地の文化・慣習を尊重します。
- ② 私たちは、現地の人々と良好な関係を保ち、文化・社会の発展・繁栄に貢献します。

（4）経営基本方針

当社は、企業理念を具現化していくため、賃貸住宅分野において土地所有者様と入居者様双方のニーズを最大限に活かし、良質な賃貸住宅の供給に努めるとともに、その周辺分野へも事業拡大していきます。

また、事業活動における具体的な指針とするため、当社では以下の5項目を経営基本方針として定めています。

経営基本方針

- ① 顧客第一主義に徹する（CS重視の経営）
- ② 重点主義に徹する（経営資源の重点的な投入）
- ③ 顧客の要望に合わせ、当社を創造（造り変え）する（市場環境への適応）
- ④ 現金取引主義を貫徹する（キャッシュ・フロー重視）
- ⑤ 高い生産性を背景とした高賃金主義に徹する（成果主義の人事処遇）

3) 大東建託グループの事業

「賃貸経営受託システム」を主力に、社会変化に対応しながら“進化”と“深化”を繰り返し、ステークホルダーのみなさまが抱える様々な課題を解決することで、持続的な成長を続けています。

(1) 事業にかかわる課題と背景

大東建託グループは、土地オーナー様の土地活用と資産承継に関する様々な課題解決のサポートをしています。社会、市場、オーナー様を取りまく課題や背景は時代とともに変化するため、それらを適宜・適切に把握し、事業活動にインプットすることで、課題解決の一助となる事業・サービスを提供し、成長を続けてきました。

社会課題・背景	市場課題・背景	オーナー様の課題・背景
<ul style="list-style-type: none">人口・世帯減高齢社会の進行とアクティブシニアの増加単身世帯・共働き世帯の増加 など	<ul style="list-style-type: none">賃貸住宅派の増加築古賃貸住宅の増加相続税法の改正 など	<ul style="list-style-type: none">相続財産の40%が不動産賃貸住宅管理業務委託の増加 など

(2) ビジネスモデル

大東建託グループの主力事業は、賃貸経営に関わるオーナー様の負担を軽減する「賃貸経営受託システム」です。「賃貸経営受託システム」によって確立された競争優位性を、事業を通じてさらに高めるとともに、コーポレート・ガバナンスや盤石な経営基盤によって有形・無形の経営資源を開発・強化することで、競争優位性を維持しています。



(3) 競争優位性

主力事業である「貸貸経営受託システム」を軸としたバリューチェーンを推進することにより、大東建託グループは他社との差別化を可能にする競争優位性を構築してきました。今後は、価値創造の源泉となるこれらの競争優位性に磨きをかけ、さらなる企業価値向上を目指します。

競争優位性



創業時から蓄積された
賃貸経営ノウハウ

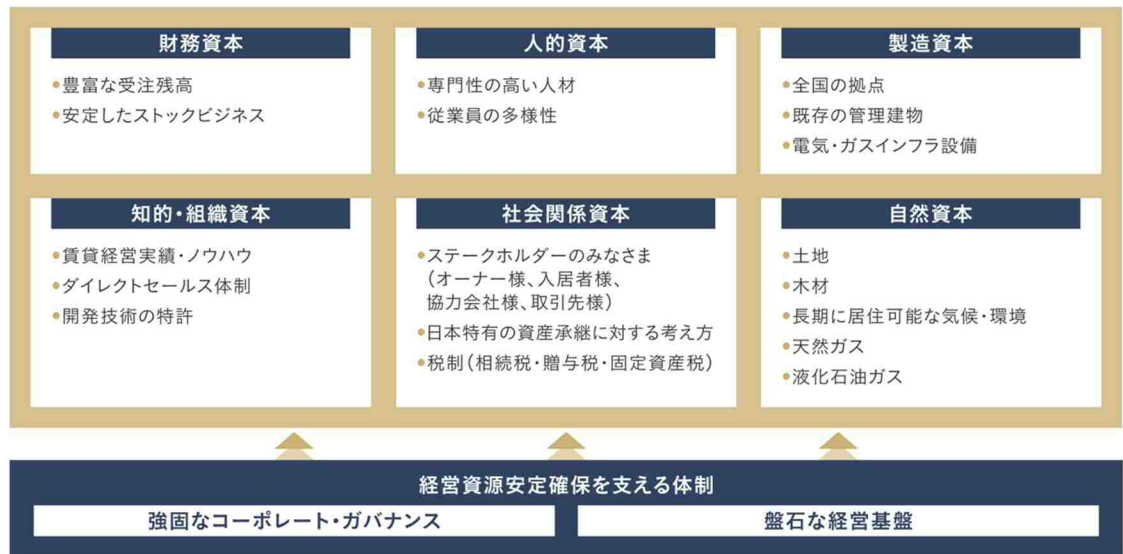
資産価値を維持・向上させる
技術開発力

周辺事業による
高付加価値の提供

オーナー様視点の徹底

(4) 経営資源

競争優位性に不可欠である有形・無形の経営資源は以下の通りです。これらの経営資源の安定確保を、強固なコーポレート・ガバナンスと盤石な経営基盤が支えています。



(5) 提供価値と獲得価値

入居者様や取引先様、地域社会への価値提供を通して、オーナー様の資産価値を向上させるとともに、「賃貸経営受託システム」や当社グループの競争優位性を強化し、当社グループの価値向上に繋げています。

提供価値

入居者様	オーナー様
<ul style="list-style-type: none">ライフスタイルに合わせた最適な住まい快適な暮らしサポート安心・安全な住環境	<ul style="list-style-type: none">土地や資産の保全・価値向上高耐久・高品質建物長期安心・安全・安定の賃貸経営円滑・円満な資産承継
取引先様	
<ul style="list-style-type: none">共存・共栄できるパートナーシップ地元雇用の創出	
地域社会	
<ul style="list-style-type: none">賃貸住宅の新しいスタンダード地域経済・コミュニティの活性化環境配慮型建物	

獲得価値(信頼の総量)

● 経営理念の実現	
● 売上高:	1兆4,889億円
● 営業利益:	867億円
● オーナー様数:	8.8万人
● リピート率:	65.9%
● 住宅供給戸数(12年連続業界No.1 ^(※1)):	3.8万戸
● 仲介件数(11年連続業界No.1 ^(※2)):	33.7万件
● 管理戸数(25年連続業界No.1 ^(※3)):	120.4万戸
● 居住用件数入居率:	98.9%
● 取引先金融機関様数:	370機関
● 設計・施工協力会社様数:	8,976社
● 協力不動産会社様数:	13,139店舗

(6) マテリアリティ

当社グループはこれまで、その時々々の社会変化・社会課題に柔軟に対応し、他社にはない付加価値を生み出すことで成長してきました。社会課題・社会変化が当社グループに与える影響を、リスクと機会の両面から分析・評価することで、引き続き外部環境変化を当社グループと社会への価値創造のための機会として活用するべく、当社グループが特に重点的に取り組むべき課題を「大東建託グループ 7つのマテリアリティ(重要課題)」として特定しました。

7つのマテリアリティ		マテリアリティ構成要素
経営マテリアリティ	1. 環境 事業活動による 気候危機への対応 	1-1. 事業活動の100%再エネ化 (RE100達成への貢献など) 1-2. エネルギー効率の向上 (EP100達成への貢献など) 1-3. 持続可能な木材調達と活用
	2. 社会 誰ひとり取り残さない 社会への貢献 	2-1. 事業活動を通じた地域創生 2-2. 地元企業の雇用創出と活性化 2-3. すべての人への住まいと仕事の提供
	3. 人材・組織 誰もが成長しチャレンジできる 企業風土の構築 	3-1. チャレンジできる機会の提供 3-2. 専門性の高い人材の育成・確保 3-3. 成長とチャレンジを促す職場環境の構築
	4. 企業統治 (ガバナンス) 業界を牽引する ガバナンス体制の構築 	4-1. ステークホルダーエンゲージメントの強化 4-2. 公明正大な企業経営の推進 4-3. グループガバナンスの強化
事業マテリアリティ	5. 土地・資産 土地と資産の 最も有効利用支援 	5-1. 需要に則した適正な供給と事業提案 5-2. 土地・資産活用メニューの拡充 5-3. 独自技術・ノウハウの部分提供推進
	6. 賃貸住宅 資産価値向上と 社会課題解決の両立 	6-1. 長期に資産価値を維持できる建物の供給 6-2. 環境配慮・社会課題対応型住宅の提供 6-3. 築古・未活用建物の再生・バリューアップ
	7. 暮らし・生活 街の利便性と 人の暮らしやすさの向上 	7-1. 非住居系事業への積極的参入と誘致 7-2. 生活の質 (QoL) を向上させるサービスの提供 7-3. 情報取得とサービス利用のバリアフリー推進

当社コーポレートサイト:企業情報>サステナビリティ>大東建託グループのマテリアリティ
(重要課題)

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/materiality.html>

2. 環境（E）に関する取り組み

行動規範 5.①②

私たちの約束 取引先様へ①②③

1) 環境配慮型経営

(1) 環境基本方針

私たちは全ての事業活動において、省資源、再利用、再資源(3R)に努め、地球環境の保全に積極的に取り組みます。また、土地活用の先進企業として、地域社会や自然との調和を重視し、良好な住環境を提案し続けます。

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>環境方針

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/environment/>

(2) 環境行動指針

- ① 法規制 : 環境に関連する法規を順守し、事業活動を行います。
- ② 教育 : 啓発活動を継続して、全従業員が環境に優しい活動に率先して取り組みます。
- ③ 省資源 : 建物の長寿命化や省資源化に取り組み、環境負荷の低減に努めます。
- ④ 再利用 : 資材の再利用化に取り組み、環境負荷の低減に努めます。
- ⑤ 再資源 : 資源のリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めます。
- ⑥ 創造 : 人に優しい住環境を提案し、より環境負荷の低減につながるサービスを提供します。

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>環境方針

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/environment/>

(3) トップコミットメント

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>トップコミットメント

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/topmessage/>

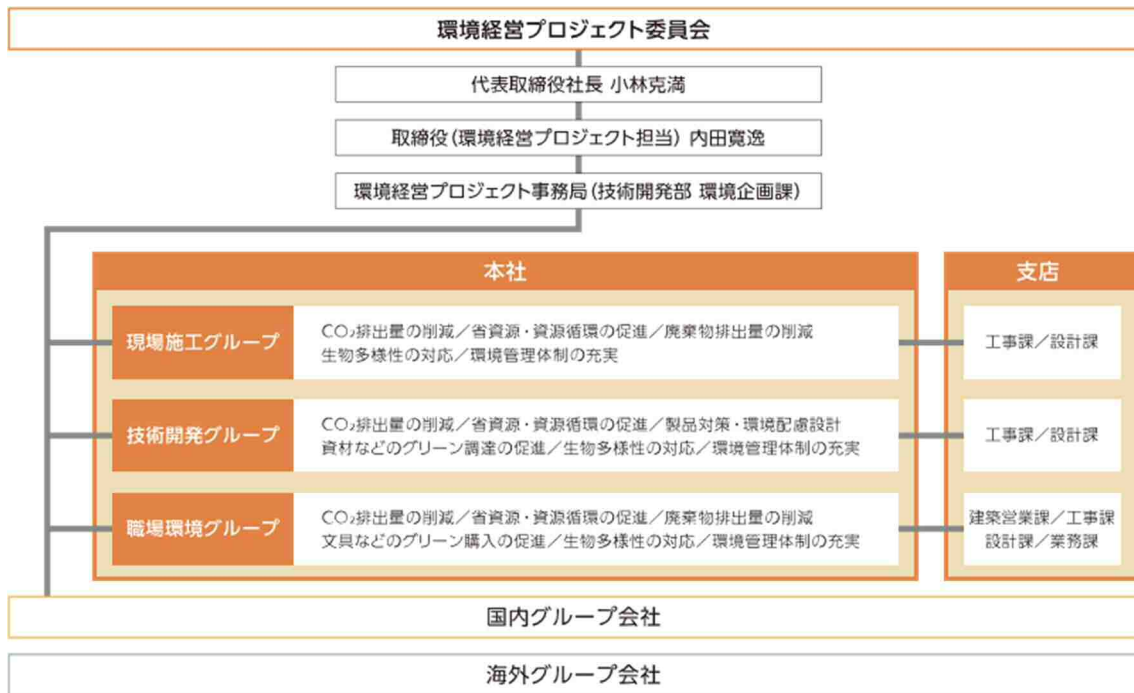
(4) 環境マネジメント

① 環境マネジメントシステム

大東建託グループでは、ISO14001やエコアクション21などを参考に当社グループの事業活動に適合した独自の環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、環境経営を推進しています。

② 環境経営を推進するための組織体制

効率的な環境への取り組みの強化のため、取締役（環境経営プロジェクト担当：内田 寛逸）を委員長とした環境経営プロジェクト委員会を設置し、グループ会社も含めた環境経営体制を構築しています。定期的な全体会議を通して、現状の把握と課題解決に向けた議論を行い、グループ全体の環境に関する取り組みを推進しています。



③ 環境マネジメントシステムのPDCAサイクル

年に1回、グループ会社全体で環境内部監査を実施し、取り組みの見直しを行い、継続的な改善に努めるなど、効率的な環境への取り組み強化のため、上記の環境経営プロジェクト委員会によって「PDCAサイクル」を回しています。

環境マネジメントシステムのPDCAサイクル



当社コーポレートサイト:環境への取り組み>環境配慮型経営

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/management/>

2) マテリアルバランス

2020年度のマテリアルバランス(事業活動の環境負荷)





※ 各項目の温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・好
評制度の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.6」および環境省、経済産業省の「サプライチェーンを通じた温室
効果ガス排出量の算定に関する基本ガイドライン Ver.2.3」に基づき算出

※ ★：第三者保証対象

※ 端数処理の影響により、グラフ・表の合計値と個々の数値の合計が整合しない場合があります

※ 国内グループのデータにて集計

※ 報告対象組織 当報告書は、大東建託グループ(大東建託(株)および国内連結子会社)を報告対象としています

【バウンダリー】

大東建託(株)、大東建設株式会社、大東スチール株式会社、大東建託パートナーズ株式会社(ハウスリーブ株式会社、ハウスパイン
メント株式会社、少額短期保険ハウスガード株式会社、大東エナジー株式会社含む)、大東建託リーシング株式会社、ハウコム株式
会社、株式会社ガスパル、ケアパートナー株式会社、大東コーポレートサービス株式会社、株式会社うめケア、株式会社さくらケア、
大東ファイナンス株式会社、大東みらい信託株式会社、大東建託健康保険組合

なお、温室効果ガス排出量については、スコープ1・スコープ2・スコープ3を報告範囲としています。

【報告対象期間】

2020年3月～2021年4月

3) 気候変動に関するリスクと機会(TCFDに基づく開示)

当社グループは、TCFDの方針に沿って、気候変動が事業(建設業、不動産業)に与える「リス
ク」と「機会」の把握に努めています。

(1) 気候変動リスク・機会における財務的影響

		2℃未満シナリオ			4℃シナリオ				
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
移行リスク	政策／法的	炭素税導入に伴う操業コスト増 (スコープ1+2)	炭素税導入	-5.7	-9.1	-12.7	0.0	0.0	0.0
			SBT取り組みによる削減分	2.5	6.2	12.7	0.0	0.0	0.0
		炭素税導入に伴う材料コスト増によるオーナー需要減少	売上減少分	-28.9	-45.8	-64.2	0.0	0.0	0.0
			SBT取り組みによる削減分	1.4	5.2	19.3	0.0	0.0	0.0
		EV化による充電スタンド設置費用増加	-1.0	-1.6	-1.1	0.0	0.0	0.0	
	技術	再生可能エネルギーの購入費用	グリーン電力証書購入費	-0.9	-1.4	-0.7	0.0	0.0	0.0
			卒FITによる電力証書費用削減額	0.0	0.1	0.7	0.0	0.0	0.0
			パネル・パワコン廃棄・購入費	0.0	-9.5	-30.6	0.0	0.0	0.0
			売電益	0.0	0.0	43.0	0.0	0.0	0.0
	市場	ZEH市場の拡大による収益への影響	需要低下分	-5,720.0	-8,800.0	-8,800.0	0.0	0.0	0.0
ZEH取り組み分			5,720.0	8,800.0	8,800.0	0.0	0.0	0.0	
物理的リスク	急性	工事中の風水害の増加	0.0	-0.4	-1.2	0.0	-0.6	-1.8	
		風水害による影響	太陽光発電設備の損害増加	0.0	-0.3	-0.7	0.0	-0.4	-1.1
	オーナー様のコスト増による需要減少		0.0	-7.6	-11.7	0.0	-10.8	-32.5	
	慢性	気温上昇による影響	労働時間の制限とそれに伴う完工遅延の増加	0.0	-2.1	-4.2	0.0	-4.7	-18.6
			空調費用の増加	0.0	-6.8	-10.1	0.0	-15.1	-20.2
	木材価格の高騰による影響	建設コストの増加	-0.4	-0.9	-2.2	-1.1	-2.2	-5.4	

【前提条件】

- ・ 時間軸は、短期:2023年～2025年頃、中期:2030年代前半、長期:2040年代後半とする
- ・ 当社グループ中期経営計画「新5ヵ年計画」に沿って、2023年度まで事業拡大、その後は一定とする

(2) 主要なリスク・機会と対応状況について

(1) 気候変動リスク・機会における財務的影響と連動しています。

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>気候変動に関するリスクと機会

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/risk-and-opportunities/>

4) 新・環境経営戦略

(1) 戦略策定の背景

当社グループは、環境への取り組みを「企業価値を高める」ための取り組みとして捉え、それを軸としたビジョンや戦略、目標を設定しています。特に重要だと考えている環境課題は「気候危機※(地球温暖化)」です。

このように考える背景には

- ① 地球温暖化の進行
温室効果ガスの急増、平均気温の上昇、相次ぐ異常気象
- ② 気候変動に対する国際社会の動きが加速
パリ協定、SDGs
- ③ 気候変動に対する企業・投資家の動きの活発化

があります。

「企業価値を高めるための」の
アプローチ

今後、当社グループが
長期的に持続・成長していくために、
環境経営と成長戦略の一体化は不可欠

企業としての強み(経営資源・専門性など)を
活かしながら環境課題の解決と利益創出を両立

気候危機は企業活動に対して、さまざまな「リスク」と「機会」をもたらす可能性があり、企業としてそれらに対応していくことが重要であると考えます。

※ 2020年6月、環境省は、地球温暖化によって今後、豪雨災害などのさらなる頻発化・激甚化が予測されるとして「気候変動」を改め、「気候危機」という表現を明言。

(2) ビジョン : DAITO 環境ビジョン2050

環境トップランナーとして、事業活動を通して持続可能な社会の実現に貢献する

(3) 戦略

- ① 建築 : 建築時において環境配慮と CO2 排出量削減を実現する
- ② 暮らし : 当社グループ建物に入居中の CO2 排出量ゼロを実現する
- ③ ごみ : すべての廃棄物の循環を実現する
- ④ 企業 : 事業活動において CO2 排出量ゼロを実現する
- ⑤ 自然 : 自然環境と共生した社会を実現する
- ⑥ 人 : 環境に配慮した人と組織を実現する

(4) 施策

- ① 建築 : 省施工・工期短縮、温室効果ガス排出量の見える化、
施工現場の脱炭素化
- ② 暮らし : 温室効果ガス排出量の削減、ZEH の販売推進、
省エネ資材の開発・導入
- ③ ごみ : 建廃木材のリサイクル(再エネ化)推進、現場での建廃排出量の少ない工
法開発、廃プラスチック排出量の削減
- ④ 企業 : 省エネ化推進、再生可能エネルギー推進、車両の温室効果ガス排出量の
削減推進
- ⑤ 自然 : 木材の循環利用促進、地域の森林保全・生物多様性への配慮、
国産木材の活用推進、サプライチェーンの透明化
- ⑥ 人 : 木造の賃貸住宅の販売促進、社員への環境教育の実施

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>持続可能な社会に向けて

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/s-society-01/>

(5) 目標

- ① 気候科学に基づく温室効果ガス削減(SBT)
2030年に向けた「1.5℃水準」の削減目標を新たに設定(2017年度比)。温室効果ガス
排出量の把握と削減に向けた取り組みを継続し、脱炭素社会の実現を目指す。

- ② 事業活動に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーに(RE100)
2040年までに事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーにすることを目指す。
- ③ 省エネ取り組みを通して「エネルギー効率の向上」の推進(EP100)
2030年までにエネルギー効率2倍を目指す。(2017年度比)

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>重要課題とビジョン・戦略・目標・施策
<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/vision/>

5) 環境中期目標とその達成状況

大東建託グループは「環境中期目標」に基づき、その達成に向けた具体的な取り組み内容や行動計画を毎年検討・実践しています。同時に、SDGs に沿った取り組みについても検討しています。今後も環境目標の達成と同時に、グローバルな社会課題解決に向けて、取り組みを推進していきます

(1) 低炭素社会

関連 SDGs



分類	項目	大東建託 環境中長期目標 (※SBT 取得)		2020年 度実績	2021年度 環境目標
温室効果 ガス排出量	全体の温室 効果ガス排出 量の削減	全体の温室効果ガ ス(スコープ 1+2) 排出量	総量 2030年度まで に2017年度比 55%削減*	19.5% 削減	2020年度比 4.2%削減
		全体の温室効果ガ ス(スコープ3)排 出量	総量 2017年度比20 30年度までに 16%削減*	30.2% 削減	2020年度比 1.23%削減
エネルギー 消費量	事務所の 電気使用量 の削減	事務所の 電気使用量 (kWh)	総量 毎年、前年比 4.2%削減	1.4% 削減	2020年度比 4.2%削減
	現場の 電気使用量 の削減	現場の 電気使用量 (kWh)	総量 毎年、前年比 4.2%削減	9.2% 削減	2020年度比 4.2%削減
	ガソリン・ 軽油の使用 量の削減	ガソリン・軽油の 使用量(ℓ)	総量 毎年、前年比 4.2%削減	3.6% 削減	2020年度比 4.2%削減

省エネに 関する 開発・提案	省エネルギー 資材の 導入促進	省エネルギー資材 の標準設定・オプシ ョン設定	—	促進する	促進した	標準設定 「1品目」追加 オプション設定 「2 オプション」 追加
	省エネ誘導 相当の 建物比率の 向上	BEI 値(平成 28 年度基準※基準改 正時は見直し) 0.9 以下の建物	契約 棟数 比率	2030 年度まで に 100%にする	77.6%	BEI 値 0.9以 下の建物比率 65%以上維持
低炭素 エネルギー 再生可能 エネルギー	低炭素エネル ギーの活用 再生可能 エネルギーの 活用	CO2 排出係数の 低い電力 事業活動における 再生可能 エネルギーの使用	—	積極的に 調達する 2040 年までに 100%にする	推進中 推進中	— —

スコープ1:事業者自らによる直接排出(ガソリン、ガスなど)

スコープ2:他社から供給された電気等の資料に伴う間接排出(電力、蒸気、冷水など)

スコープ3:スコープ1、スコープ2以外の間接排出(事業者の活動に関する他社の排出)(資源調達、廃棄物、建設、輸
送、出張、通勤等からの排出)

(2) 循環型社会

関連 SDGs



分類	項目	大東建託	環境中長期目標	2020年度 実績	2021年度 環境目標
産業廃棄物	産業廃棄物 排出量の 削減	産業廃棄物排出量 (t)	総量 毎年、前年比 1.23%削減	29.5% 削減	2019 年度 比 1.23% 削減
				4 拠点 追加	サイディング メーカー広域 認定制度の 新規利用拠 点 2 拠点追 加
				15.0% 削減	廃棄物(紙く ず)処理量を 2019 年度 比5%削減

					37.6%	廃棄物(金属 くず)処理量 を2019年 度比5%削減
産業廃棄物	新築現場の 産業廃棄物 排出量の 削減	新築現場の 産業廃棄物排出量 (t)	戸当 たり	毎年、前年比 1.23%削減	—	2019年度 比1.23%削 減
					—	プレカット 資材 2品目追加
					—	省資源 梱包資材 3品目追加
産業廃棄物	産業廃棄物 のリサイクル 率の向上	産業廃棄物の リサイクル率	—	2030年度まで に97%にする	85%	リサイクル率 85%以上 達成
産業廃棄物	産業廃棄物 処理に関する 遵法性の 確保	産業廃棄物管理表 (マニフェスト) 産業廃棄物の 適正処理方法監視 (産廃実査) 支店等 事務所における 廃棄物の処理状況	—	適正に運用する	適正に 運用した	—
			—	継続的に 実施する	継続的に 実施した	—
			—	定期的な確認を 実施する	定期的に 実施した	—
資源投入量	コピー用紙 使用量の 削減	コピー用紙の 使用量(kg)	総量	毎年、前年比 1.23%削減	—	2019年度 比1.23% 削減
	事務所の 水使用量の 削減	事務所の水使用量 (m ³)	—	削減に取り組む	取り組んだ	—
	現場の水 使用量の 削減	現場の水使用量 (m ³)	—	削減に取り組む	取り組んだ	—
グリーン購入	グリーン購入 対象品の 購入率向上	グリーン購入 対象品の 購入率(%)	—	2030年度まで に2013年度比 26%増加	—	2019年度 比2.1% 増加
資源生産性	資源生産性 の向上	資源生産性 (売上高/総物質投 入量)	—	2030年度まで に50万円/t以 上にする	—	2018年度 比、総物質投 入量2.1% 削減

(3) 自然共生社会

関連 SDGs



分類	項目	大東建託	環境中長期目標	2020年度実績	2021年度環境目標
国産木材	国産木材の採用比率の向上	国産木材採用比率(%)	—	2020年度までに4%にする	—
生物多様性	生物多様性保護地の管理	所有土地の生物多様性保護地との関与	—	適正に管理する	適正に管理した
サプライチェーン	紛争鉱物の調査の実施	調達資材における紛争鉱物についての調査	—	継続的に実施する	実施した
	調達資材の合法性・調査の実施	調達資材の合法性(クリーンウッド法等)に関する調査	—	継続的に実施する	実施した
	有害化学物質含有建材の排除	調達資材における有害化学物質含有建材の排除	—	継続的に実施する	実施した
	排水水質調査の実施	調達資材における有害化学物質含有建材の排除	—	継続的に実施する	実施した
環境教育	環境教育・自然保全活動の企画・実施	環境教育・自然保全活動	—	継続的に企画・実施する	実施した

(4) その他

分類	項目	大東建託	環境中長期目標	2020年度実績	2021年度環境目標
環境関連法規	環境関連法規の順守	環境関連法規の順守状況	—	適正に管理する	適正に管理した

(5) 当社グループの環境への取り組みと SDGs について

当社グループの事業活動自体が、SDGsで掲げる目標に対応しています。その中で、特に環境における活動のSDGsの関連性は下記の通りです。



- ・ 太陽光発電事業
- ・ RE100
- ・ ZEH 賃貸住宅の販売



- ・ 高耐久住宅の提供
- 【当社グループの基準】
一次消費エネルギー等級5、断熱等性能等級4、耐震等級1



- ・ 廃棄物のリサイクル促進
- ・ 廃棄物が出ない資材開発
- ・ 廃プラスチック削減



- ・ 温室効果ガス削減の取り組み促進
- ・ SBT 目標設定



- ・ 廃プラスチック削減
- ・ 水使用量・排水量の削減



- ・ 木材の積極的な活用
- ・ 国産材の活用促進
- ・ 生物多様性保全の取り組み

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>環境中長期目標

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/purpose/>

6) 環境保全への主な取り組み

当社グループでは、2050年までを視野に入れた新・環境経営戦略を策定しました。この戦略の中核となる「DAITO 環境ビジョン」達成に向けた具体的施策として、建築、暮らし、ごみ、企業、自然、人の6つの領域で取り組みを推進しています。

(1) 「建築」に関する主な取り組み

建物を建てる際の環境配慮と温室効果ガス排出量削減を推進します。

- ① 建物ライフサイクル全体で温室効果ガス排出量を見える化
- ② 省施工・工期短縮など、環境負荷低減につながる工法の開発・導入、および、資材の長寿命化や運送の効率化推進による、建設時の温室効果ガス排出量削減
- ③ 再生可能エネルギーの導入などによる施工現場の脱炭素化
- ④ 新木造建築素材「CLT(Cross Laminated Timber)」を活用した脱炭素型賃貸集合住宅の開発・販売促進

(2) 「暮らし」に関する主な取り組み

入居者様の暮らしの温室効果ガス排出量削減を推進します。

- ① 入居者様の暮らしの温室効果ガス排出量削減

- ② ZEH 賃貸集合住宅の販売促進
- ③ 省エネ資材の開発・導入の推進による、快適な暮らしと環境配慮の両立の実現

(3) 「ごみ」に関する主な取り組み

すべての廃棄物の循環を目指します。

- ① 新築時・解体時に発生する廃棄木材の100%リサイクル
- ② 産業廃棄物排出量の少ない工法・技術の開発・導入推進
- ③ 廃プラスチック排出による環境負荷低減に向けた、リデュース・リサイクルの推進

(4) 「企業」に関する主な取り組み

事業活動における温室効果ガス排出量削減を推進します。

- ① 事業活動における温室効果ガス排出量の削減
- ② 事業活動における省エネ化の推進によるエネルギー効率の向上
- ③ 事業活動で消費する電力の100%再生可能エネルギー化(RE100 の達成)
- ④ 事業活動で使用する自動車の温室効果ガス排出量削減推進

(5) 「自然」に関する主な取り組み

自然環境と共生した事業活動を目指します。

- ① 木造賃貸集合住宅の販売促進による木材の循環利用促進
- ② 自治体や NGO、NPO との協働による、地域の森林環境保全・生物多様性への配慮
- ③ 国産木材の活用推進による、林業振興や地域創生
- ④ 木材調達による森林破壊ゼロを目指した、サプライチェーンの透明化推進

(6) 「人」に関する主な取り組み

環境に配慮した人と組織の実現を目指します。

- ① 社員や支店主体の環境経営体制の強化
- ② 従業員の環境意識向上に向けた環境教育の継続実施

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>持続可能な社会に向けて>大東建託グループの環境保全の取り組み

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/s-society-01/>

7) 脱炭素に向けた国際的イニシアティブへの参加

当社グループは、企業の自主的かつ創意ある取り組みを後押しするイニシアティブに参加し、脱炭素への意欲的な目標を設定するとともに、体系的で徹底した取り組みを進めています。

(1) SBT(Science Based Targets)

気候科学に基づく温室効果ガス削減シナリオと整合した削減目標を企業が設定し、認定を受けることを促す国際的なイニシアティブ。当社グループは 2019 年 1 月に SBT の認定を取得。その後、SBT の新たな基準に合わせた削減目標を策定し、2020 年 3 月に再認定を取得。



【SBT 認定を受けた温室効果ガス削減目標】

- ・ 事業活動で消費するエネルギー由来の CO2 排出量 (スコープ1・2)
⇒2030 年までに 2017 年度比 55%削減 (SBT 1.5°C水準)
(2020 年 3 月 SBT 再認定取得)
- ・ 当社グループの賃貸住宅の使用時に排出される CO2 排出量(スコープ3)
⇒2030 年までに 2017 年度比 16%削減(SBT 2°C水準)
(2019 年 1 月 SBT 認定取得)

(2) RE100(Renewable Energy 100)

事業活動に必要なエネルギーを 100%再生可能エネルギーで賄うことを目標に掲げる企業が参加する国際的な環境イニシアティブ。当社グループは、2019 年 1 月に加盟。



【RE100 達成に向けた目標】

- ・ 2040 年までに、事業活動の消費電力を 100%再生可能エネルギーに
- ・ 賃貸住宅での太陽光発電設備拡大による再生可能エネルギー普及促進に貢献

(3) EP100(Energy Productivity 100)

省エネの取り組みを通して「エネルギー効率の向上」を推進する国際環境イニシアティブ。当社グループは、2020 年 9 月に加盟。



【EP100 達成に向けた目標】

- ・ 2030 年度までにエネルギー効率を 2 倍にする(2017 年度比)

(4) TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

主要国の中央銀行や金融規制当局で構成される金融安定理事会(FSB)によって 2015 年に設立されたタスクフォース。企業などに対し、気候変動が事業に与



える影響について情報開示することを提言している。当社グループは、2019年5月にTCFDの提言に賛同。

(5) 気候変動イニシアティブ(JCI)

気候変動対策へ積極的に取り組む企業や NGOなどを主体とする機関。当社グループは、JCIが掲げる「パリ協定が目指す脱炭素社会への展開は、新たな成長と発展の機会を生み出す」という趣旨に賛同し、2018年9月に参加表明。



当社コーポレートサイト:環境への取り組み>脱炭素に向けたイニシアティブへの参加

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/specialfeature-01/>

8) 外部認証・外部評価

(1) CDP(旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)

当社グループは、国際的な環境非営利団体である CDP[※]の質問書へ回答することを通して、質の高い情報開示を行っています。「CDP 気候変動」は、温室効果ガス排出量削減に向けた具体的な取り組みや、気候変動対応への戦略についての開示情報を基に評価され、当社グループは 2010 年より回答しています。「CDP フォレスト」森林伐採リスクに関わる主要なコモディティ(木材、畜牛品、パーム油、大豆、ゴム)の利用に関する開示情報を基に評価され、当社グループは 2015 年より回答しています。最新のスコアリングとしては、「CDP 気候変動 2021」では A-リストに、「CDP フォレスト 2021」では B リストに選定されました。



※企業温室効果ガスの排出量削減などの気候変動に関する取り組みや、その情報開示について評価する国際的な環境非営利団体

過去三年間の評価	2019	2020	2021
CDP気候変動	A	C	A-
CDPフォレスト	A-	B	B

(2) エコ・ファースト企業認定

2008 年より開始された、環境省が気候変動対策、廃棄物・リサイクル対策、生物多様性の保全など、環境対策について「先進性、独自性、波及効果」のある取り組みをしている企業を、「業界における環境先進企業として認定する制度。当社は、長期環境目標「DAITO



環境ビジョン 2050」の先進性、独自性、波及性が評価され、業界全体への取り組みの更なるレベル向上の推進役として、2020年10月に認定されました。

土地活用のフロンティアを切り拓いてきた企業として、大東建託グループはこの制度を積極的に活用し、環境配慮において先進的、独自の、かつ業界をリードする事業活動を展開していきます。

当社コーポレートサイト:トピックス>ニュースリリース>環境省より「エコ・ファースト企業」に認定(2020.10.22)

https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2020/ecofirst_1022.html

当社コーポレートサイト:環境への取り組み>脱炭素を実現する>「エコ・ファースト企業」として、環境経営は次の段階へ

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/specialfeature-03/>

3. 社会 (S) に関する取り組み

1) 労働基準

行動規範 1.②

私たちの約束 従業員として①②

(1) 働き方改革

① 方針・考え方

当社グループでは、「働きがいのある職場」「働きやすい職場」を目指し、経営層主導のもと、従業員エンゲージメント調査を軸に「評価制度の見直し」「組織的生産性の追求(長時間労働の改善)」「柔軟な働き方」に向けて、働き方改革を積極的に推進しています。

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>働き方改革

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/work-style-reform/>

② 目標・結果

	単位	2019 年度実績	2020 年度実績	2021 年度目標	2023 年度目標
各月ごとの平均残業時間数*	時間/月	19.1	14.6	17.0	16.0
総労働時間	時間/年	2,141.1	2,060.4	2,120	—
有給休暇取得率	%	77.4	76.4	77.0	80.0

* 残業時間＝法定外労働時間＋休日労働時間

③ 従業員エンゲージメント調査の実施

新5カ年計画(中期経営計画)において掲げるスローガン「夢や将来を託され、継続した成長ができる企業」を実現するには、従業員一人ひとりが「働きがい、誇り」を実感できる組織作りが不可欠です。当社グループでは、会社の業績向上、および従業員の「働きがい・誇り」につながる組織づくりの推進を目的とし、2021年度より従業員エンゲージメント調査を開始しました。従業員満足度調査のように、従業員から会社への一方的な満足度ではなく、「会社の理念やビジョン」と「従業員の会社への信頼や貢献意欲」の双方向の貢献度を把握し、表出した課題を改善することで、業績の向上と生産性の向上、および離職率の改善を図ります。

④ 社内評価指標(健全経営ランキング)

2018年8月より、営業成績や収益という結果だけではなく、「生産性」や「人材育成」「働きやすい職場環境づくり」など、プロセスや就労環境といった支店・部門の健全経営に欠かせない要素にも着目した評価指標「支店健全経営ランキング」の運用を開始しました。評価項目ごとに共通の基準・計算式に従ってポイント換算を行い、関連部門別の評価を算出した上で各支店・部門のランキングを決定・開示し、従業員主導の就労環境改善につなげています。



⑤ 有給休暇取得促進と年5日取得の義務化

当社グループでは、2016年より、計画的有給休暇の取得促進を進めてきました。2019年4月の労働基準法の改正に先駆けて2018年4月から有給休暇の年5日取得を義務化し、意識づけと取得の徹底を推進しています。

【主な施策】

- ・ 年度始めに全社員が年間の有給休暇取得予定日を設定
- ・ 四半期に一度、有給休暇未取得の従業員に対し、人事部より強制力を持って取得促進を働きかけ
- ・ 有給取得促進デーを設定

⑦ 適切な労務管理

従業員一人ひとりの正確な勤務実態を把握し、健康的な働き方を推進しています。

【主な管理事項】

- ・ パソコンのログイン・ログオフ時刻を自動記録
- ・ 残業時間の開示
- ・ 21:30のパソコン強制シャットダウンによる退社促進
- ・ 22:00以降の事務所入室制限
- ・ 勤務間インターバル制度の運用(勤務終了から次の勤務開始までの間に、9時間以上の休息時間を設け、従業員の生活時間や睡眠時間を確保する制度)
- ・ 残業時間の上限設定
- ・ ノー残業デーの設定
- ・ 産業医による超過勤務者面談
- ・ 労務管理研修の実施

⑧ 労働時間革命宣言に賛同

“組織をあげて長時間労働の是正に取り組み、1社のみならず業界全体の働き方を促進する”という株式会社ワークライフバランス社の趣旨に賛同し、「労働時間革命宣言」を行いました。

労働時間革命宣言企業

宣言 私たちは経営者として、自社での取り組みはもちろん、社会全体での脱長時間労働に賛成します!



大東建託

代表取締役社長

小林克満

⑨ ワークライフバランス

当社では、すべての従業員が仕事とプライベートを両立しながら継続的に活躍できる職場環境の構築を推進しています。法定以上に広げた制度とライフイベントに寄り添った柔軟かつ多様な就業制度を導入し、従業員の就業継続やキャリア形成をサポートしています。

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>ワークライフバランス

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/work-life-balance/>

⑩ その他、働き方改革に関連するトピックス

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>働き方改革

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/work-style-reform/>

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>ワークライフバランス

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/work-life-balance/>

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>社会への取り組み>長時間労働の削減

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/sakugen.html>

(3) 人権・ダイバーシティ

① 方針・考え方

当社グループでは、人種・国籍・民族・性別・性的指向・性自認・障がいの有無・年齢・信条・社会的身分等を理由とした一切の差別を行わないという考えのもと、「大東建託行動規範」において、互いの人格・個性を尊重し、社会的差別や人権侵害を許さな

いこと、国際ルールや現地の法令を遵守すること、現地の文化・慣習を尊重することなどを定めています。

また、ダイバーシティについては、「活力のある組織の維持および従業員がいきいきと働ける職場環境の構築」を中長期ビジョンに掲げ、人事部ダイバーシティ推進課を中心とした働きやすい職場環境づくりを進めています。

② 目標・結果

	単位	2019 年度実績	2020 年度実績	2021 年度目標	2023 年度目標
役員に占める 女性の割合	%	6.7	8.3	6.7	6.7
管理職に占める 女性労働者の割合	%	4.1	4.6	4.8	6.0
女性労働者の割合	%	14.3	14.8	16.3	20.3
障がい者雇用率	%	2.98	2.95	3.00	33.6
男女別の採用10年前 後の継続雇用割合	%	男 43.6 女 58.3	男 43.6 女 67.6	男 46.1 女 57.1	男 47.9 女 67.0
男性従業員の 育児休業取得率	%	100.0	100.0	100.0	100.0
セクハラ 対応満足度	%	83.6	83.7	86.2	88.8

③ 大東建託のダイバーシティ&インクルージョン

- ・ ダイバーシティ&インクルージョン宣言
- ・ トップメッセージ
- ・ 大東建託が共有する価値観
- ・ ロードマップ

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>ダイバーシティ経営

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/diversity-management>

④ 女性の活躍推進

当社グループでは、女性の活躍促進を経営課題の1つと捉え、会社全体で取り組みを促進しています。それぞれの女性が希望通りに働けるようダイバーシティ推進体制を整備し、「働き方改革」「ワークライフバランスの推進」に積極的に取り組んでいます。

また、結婚・出産といったライフイベントに影響を受けやすい女性向けのキャリア支援を行うことで、女性のモチベーションアップを図っています。

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>女性の活躍推進

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/womenomics/>

⑤ 女性育成プログラムの開始

当社は、2021年10月より、女性管理職の育成、登用に向けた、建設業界初^{※1}となる「クォータ制^{※2}」を導入した女性育成プログラムを始動しました。

女性育成プログラムは、昇進をハードルに感じる女性社員が様々な教育を経て、役員や管理職の役割を理解したうえで、キャリアの選択肢の1つとして当たり前と考えられるようにすることを目的としています。

※1 当社調べ

※2 政治における議員候補者や企業の従業員・管理職の一定数を女性と定める制度

【女性育成プログラムの内容】

女性管理職比率向上に向けた「クォータ制」の導入

女性従業員が昇進に対して抱く不安を解消するための「女性教育プログラム」の導入
経営管理本部長を委員長とした、全職種横断型の「女性活躍推進委員会」の設置

当社コーポレートサイト:企業情報>広報活動>トピックス>2021>

【女性活躍推進】建設業界初「クォータ制」を導入した女性育成プログラム始動

https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2021/joseiikusei_1214.html

⑥ 障がい者雇用の促進

当社グループでは、全社で障がい者の就労機会拡大に努めています。2005年5月、大東建託(株)は障がい者雇用を目的に特例子会社^{※1}として大東コーポレートサービス(株)を設立しました。以降、同社は、当社グループ各社から印刷・事務サービス・ものづくりの「3種の業務」を主軸に、500種類以上の業務を請け負い、障がい者雇用と業務の集約化・効率化を促進しています。

また、2019年には、当社グループへのRPA(Robotic Process Automation)^{※2}本格導入にあたり、障がい者の就労移行支援を行う(株)アーネストと提携し、RPAプログラマーとしての障がい者雇用・育成を開始しました。

※1 特例子会社制度に伴い、障がい者雇用の促進および安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるもの

※2 パソコンなどにソフトウェアとして導入されるもので、これまで人が行ってきた事務作業の一部を自動化する取り組み

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>多様な人材の活躍

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/inclusion/>

⑦ 外国人技能実習生の受け入れ支援

当社では 2014 年より、ベトナム人技能実習生の受け入れ支援を実施しています。「外国人技能実習制度」は、自国の経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成することを目的とした制度で、当社グループでは、延べ 955 名の外国人技能実習生受け入れ支援を行っています(2020 年 3 月末時点)。

実習生が受け入れ先企業で、安全に、実践的な技術・技能等を習得できるよう、受け入れ前にはベトナム現地へ教育スタッフを派遣して日本の現場環境に近い条件での教育を実施し、さらに来日後は、メンタル面のサポート、賃貸住宅の家賃補助、日本語教育ツール(eラーニング)の提供等の支援を行っています。

2019 年 3 月からは、新たにインドネシア人技能実習生の受け入れ支援も開始しており、2021 年までに総数 1,000 名の受け入れを計画しています。

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>多様な人材の活躍

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/inclusion/>

⑧ 定年後再雇用制度

当社では、2006 年度から「定年後再雇用制度」を導入しています。現役時代に培ったスキルや知識を定年後も活かしたいと希望する従業員が、引き続き活躍できる環境・制度の整備を進めています。2016 年度には更新限度年齢の引き上げを行い、原則 65 歳到達年度末まで、業績や評価に関わらず雇用を継続でき、また一部職種については、65 歳以上でも基準を設けた雇用継続が可能となりました。

⑨ 学生向け体験型インターンシップの実施

当社グループでは、2009 年より「学生向けの体験型インターンシップ」を実施することで、就業経験のない学生が実際の仕事を体感できる機会を提供するとともに、建設・不動産業界の認知向上に努めています。

【Halfday仕事体験】

大東建託グループのリソースを使って、SDGsの達成に向けた事業アイデアを考えるプログラム。

【1Day仕事体験】

各職種の体験を通じて、具体的な仕事内容や就労イメージを体感するプログラム。

【技術職向け仕事体験】

実際の工事現場や独自のCADシステムを体験するプログラム。

当社コーポレートサイト:採用情報>新卒採用>インターンシップ

<https://saiyo.kentaku.co.jp/recruit/intern2023/>

⑩ 従業員家族とのコミュニケーション活性化

当社では、従業員だけではなく、そのご家族のみなさまにとっても「夢や将来を託していただけの企業・誇れる企業」であることを目指しています。

2019年8月、当社グループへの理解をさらに深めていただくことを目的に、従業員のご家族のみなさまを当社グループ本社にご招待する「大東建託ファミリーデー」を開催しました。

また、2019年7月より、当社グループの新卒採用において最終面接に合格している学生、および内定者とそのご家族のみなさまを対象とした「ご家族様向け会社説明会」を開催しています。当社グループへの理解を深めていただくとともに、入社後のミスマッチを減らすことを目指しています。

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン>ワークライフバランス

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/work-life-balance/>

⑪ その他、人権・ダイバーシティに関連するトピックス

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>ダイバーシティ&インクルージョン

<https://www.kentaku.co.jp/diversity/>

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>社会への取組み>ダイバーシティ

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/diversity.html>

(3) 人材育成・能力開発・評価

① 方針・考え方

当社グループの持続的成長のために、当社グループ最大の経営資源である「人材」の育成は不可欠です。経営理念、経営基本方針、大東建託行動規範を具現化できる人材の育成を目指し、各種取り組みを進めています。

【関連する社会変化・社会課題と当社グループの対応】

関連社会変化・社会課題	当社グループの対応
● ライフコース・キャリアプランの多様化	● 資格取得・自己啓発支援の拡充
● 消費者意識の向上	● 人材育成プログラムの構築・運用
● 労働人口の減少	● 社内資格制度の運用

② 人材育成プログラム

当社グループが求める人材の育成を推し進め、学び続ける企業風土を醸成するため、2016年4月、役員・従業員の全階層を対象とする人材育成プログラムを構築しました。従

来の教育制度の理念を継承、発展させるとともに、全職種共通のポータビリティスキル(職場や職種の垣根を越えて通用するスキル)に関する教育を体系化しています。

【人材育成プログラム(抜粋、大東建託㈱)】

階層	時期	研修	規約	
担当職	入社時	新卒採用	入社時導入研修 フォロー研修	社会人として必要な基礎知識の習得 入社1年目、3年目の振り返りと中期目標の設定
		中途採用	全職種新人研修	職種毎に必要な基礎知識の習得
	入社後 2~4年	入社2年目研修		ビジネスマンとしての基本スキルの習得
		入社4年目研修		ヒューマンスキル・論理的思考力の習得
	その他	女性社員	キャリアデザイン研修	女性活躍推進のための研修
昇進候補者	課長候補者研修		管理能力・改善力・指導能力・ファシリテーションスキルなどの習得、経営層との意見交流会	
管理職	昇進時	昇進管理職研修・管理者養成研修・ 管理職スキルアップ研修	管理職の役割理解・部下育成コーチングスキルの習得など管理職基礎スキルの習得	
	昇進候補者	上級管理職候補者研修	判断方法・課題解決・対人関係などのスキルの習得	
		ビジネススクール通学	経営スキルの習得、異業種交流	
上級管理職	昇進時	昇進上級管理職研修・ 上級管理職スキルアップ研修	人財・戦略・財務など、上級管理職スキルの習得	
	役員候補者	経営幹部候補者研修	課題解決力・対人関係スキル・リーダーシップ行動など、経営戦略・事業戦略スキルの習得	
		ビジネススクール通学	経営者の視座・視点を獲得、意思決定力・組織マネジメント力の習得、異業種交流	
役員		[新任]執行役員・取締役研修	役員に求められるスキルの習得、ビジネス環境変化の共有	
		執行役員・取締役研修		

※職種別の研修は含まれません

2021年3月末時点

③ 社内ベンチャー制度「ミライノベーター」

当社グループでは、2020年4月、新5ヵ年計画の達成と当社グループの持続的成長の実現を目的とし、新規事業の創出と社内起業家支援、また全従業員が能動的に企画立案できる企業風土の創出を目指した、社内ベンチャー制度「ミライノベーター」を開始しました。本制度は、当社グループの従業員であれば誰でも参加することができ、事業化段階に応じたインセンティブのほか、ワークショップや個別相談会により、事業化に向けた提案者のサポートを行っています。

当社コーポレートサイト:企業情報>広報活動>トピックス>2021年>

【新規事業創出】社員と会社の成長につなげる 社内ベンチャー制度「ミライノベーター」
https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2021/mirainnovator_0921.html

④ 建託士試験制度

当社グループでは、社業や建物賃貸事業に関する、広範囲かつ基本的な知識を習得させ、資格として認定することで、社外への正しい情報発信と正確な事業提案を担保することを目的とした社内資格「建託士」試験制度を導入しています。大東建託の一括借上システム「賃貸経営受託システム」や当社グループの商品知識についてだけではなく、市場関連知識、税務知識、専門用語など、土地活用を提案する上で必要な、幅広い知識習得を支援しています。

⑤ 自己啓発・資格取得支援

当社グループでは、従業員一人ひとりが主体的に学び、成長することで、当社グループも永続的に発展できる企業に成長し続けることを目的として、従業員の自己啓発支援を行っ

ています。資格取得支援制度では、会社が指定した通信教育講座を受講し、一定の要件を満たした場合、受講費用の補助を行っています。

また、一級建築士、1級建築施工管理技士の資格取得に向け、自主勉強会や合宿研修等を実施しています。

【資格取得者数】

資格	単位	2020年度
一級建築士	人	1,409
1級建築施工管理技士	人	2,011
宅地建物取引士数	人	1,507
管理業務主任者数	人	219

⑥ 評価制度の見直し

ライフイベント等による制約があっても、能力に応じ適正に評価される仕組みを随時整備しています。

地域別給与制度	全国転勤を前提とした全国一律の基本給を見直し、「地域別基本給」を全社員のスタンダードとし、転勤した社員については別途手当を支給
勤務地限定者の賞与評価見直し	従来、一定割合が減額されていた勤務地限定者の賞与を、通常勤務者と同基準に設定
産休・育休明けの昇降格ポイント算出期間の変更	昇降格ポイントの算出期間から産休・育休期間を除外
非正規社員の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有期雇用から無期雇用転換の基準新設 ・ 「正社員」へのキャリアアップルート構築 ・ 福利厚生制度の処遇改善
考課者研修の実施	「面談手段」を再構築。個人評価を明確にフィードバックし、「期待」を伝える方法へ

⑦ その他、人材育成・能力開発・評価に関連するトピックス

当社コーポレートサイト:IR 情報> 統合報告書> 統合報告書2020> 人材育成

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/pdf/2020/tougou/69.pdf>

当社コーポレートサイト:サステナビリティ> 社会への取り組み> 人材育成・能力開発

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/nurture.html>

(4) 中核労働基準の尊重

当社では、日本労働組合連合会が定める中核労働基準を尊重しています。中核労働基準とは、労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野から成り立っています。

日本労働組合連合会ウェブサイト> 主な活動> 国際活動> 中核的労働基準と ILO

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kokusai/ilo/>

2) 労働安全衛生

行動規範 5.③

従業員の健康増進・安全管理に戦略的に取り組むことは、生産性の向上や組織の活性化など、様々なメリットをもたらします。当社グループは、グループ全体で健康経営を実践するとともに、法令や社内規定に基づいて安全衛生管理を徹底し、安全・安心な労働環境の確立を図っています。

【関連する社会変化・社会課題と当社グループの対応】

関連社会変化・社会課題	当社グループの対応
● 法施行・法改正(労働基準法、安全衛生規則等)	● 専任部門、および安全衛生委員会の設置
● 労働災害への対応要求の高まり	● 産業医・保健師による職場巡視の実施
● 労働人口の減少	● 施工における独自の基準書・手順書の策定・運用

(1) 健康経営

① 方針・考え方

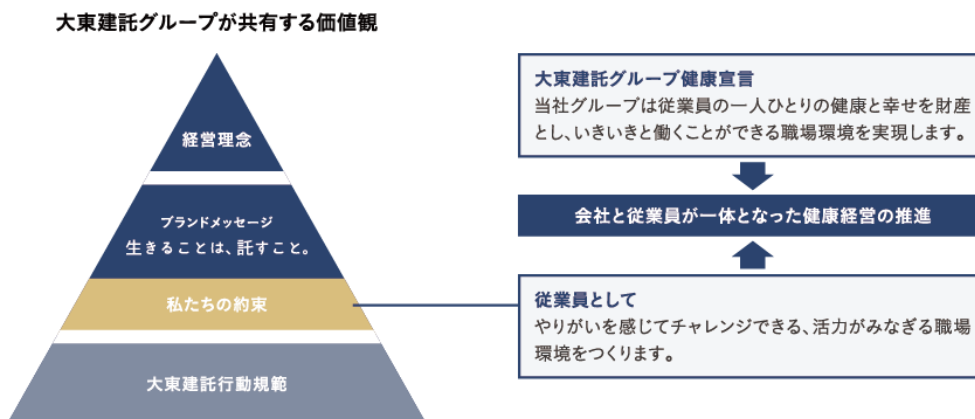
当社は経営理念に則り、健康経営をトップ主導のもと体系的に推進しています。従業員の健康増進・安全管理に戦略的に取り組むことにより、生産性の向上や組織の活性化を目指すとともに、従業員が当社で働くことに誇りを感じ、夢や将来を託せる企業となるため、健康経営に積極的に取り組んでいきます。



② 健康経営の目的

当社グループの健康経営は、従業員の健康を第一としたうえで、従業員の働き甲斐ややりがいを創出し、生産性と企業価値を向上させることを目的としています。更に、健康経営だけでなく、SDGsの視点から、一層グローバルな取り組みを推進していきます。

【大東建託グループが共有する価値観と健康経営】

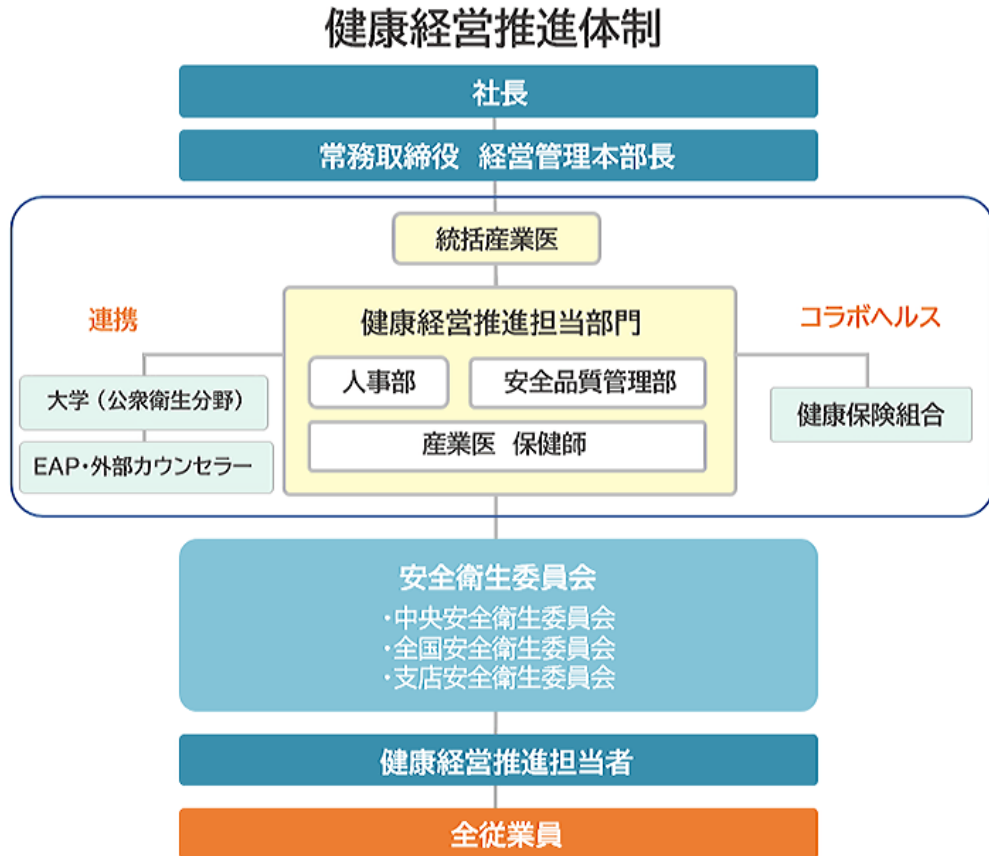


③ 大東建託グループ健康宣言

当社は従業員一人ひとりの心と体の健康と幸せを財産とし、いきいきと働くことができる職場環境を実現します。

④ 健康経営体制

社長、経営管理本部長のもと、統括産業医、保健師、健康保険組合や大学などが協働し、健康施策を戦略的に展開しています。また、全国のすべての支店に計1000名の衛生管理者を配置しています。これにより分散型事業場においても健康経営を速やかに垂直・水平展開できる態勢を構築しています。



⑤ 安全衛生委員会

当社では、全社に情報を伝達することを目的とし、3段階の安全衛生委員会を設置しています。支店や本社部門から、全社員に審議内容が伝達されますが、その結果は支店ごとの安全衛生委員会議事録に記載され、安全衛生委員会事務局が内容を確認できる仕組みになっています。

3段階の安全衛生委員会



(2020年10月9日現在)

【中央安全衛生委員会】

経営管理本部長を委員長、執行役員を議長とし、毎月開催しています(委員は各部門より選出された者にて構成、労働者代表が推薦し決定)。当月の審議内容を協議します。

【全国安全衛生委員会】

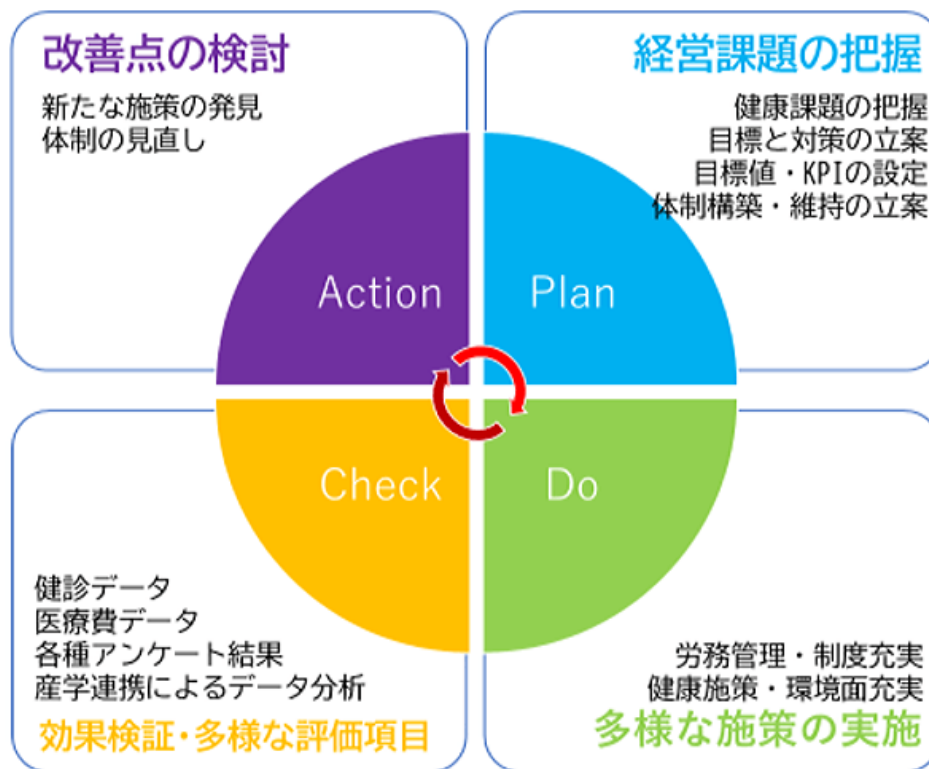
中央安全衛生委員会で審議した内容を、TV会議システムにより、全国に発信します。画面の向こうには、支店長始め安全衛生委員と労働者代表が参加しています。

【安全衛生委員会議事録】

各支店の安全衛生委員会では、健康障害防止やメンタルヘルス対策を目的とした、長時間労働防止対策、働き方改革やワークライフバランス・生産性・ワークエンゲイジメント向上等も協議事項に含まれます。ボトムアップ、支店間の水平展開や、施策の好事例の展開にも活用しています。

⑥ 推進方法

健康経営を効果的・効率的に行うための戦略マップを作成し、PDCA サイクルを回しながら健康課題の解決を目指しています。



⑦ その他、健康経営に関するトピックス

コーポレートサイト:企業情報>サステナビリティ>社会への取り組み>健康経営

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/kenkou.html>

(2) 施工現場の労働安全衛生

① 方針・考え方

当社グループでは、「人間尊重の精神を基礎とし、施工現場で働く人々の生命を守り、環境整備を行い、健康を確保することは、企業として果たさなければならない社会的責任である」を安全衛生管理の基本理念としています。この基本理念のもと、労働安全法、労働安全衛生法および当社規定に基づき、安全衛生管理を徹底し、業務遂行上発生する労働災害および疾病を未然に防止することで、施工現場で働く方々が安心して業務に従事できる労働環境を整備しています。

② 災害防止協議会の設置

労働基準法に基づき、当社グループと協力会社との相互の協議により、施工現場における統括管理の円滑な運営を図り、作業員の災害防止に寄与することを目的とし、災害防止協議会を支店、施工現場、および労災発生現場に設置しています。

③ 安全作業手順書と安全施工基準書

作業規律の遵守と災害要因の排除、安全衛生管理体制の強化による現場労働災害の撲滅を図るため、作業・施工の基準となる「安全衛生基準書」と、施工現場ごとに作成する「安全作業手順書」の運用を徹底しています。

④ 危険予知活動表の運用

当社では、当日実施する作業に潜む危険や、その危険回避のための方策を、作業員全員で考え記入させる「危険予知活動表」の運用を通し、危険予知活動の徹底を図っています。

⑤ 現場作業員の健康管理

施工現場で発生する危険性が高い心筋梗塞、脳卒中の予防と、作業員の適正な健康管理のために、施工現場に入場する全作業員に血圧測定を実施し、基準値外の作業員の入場・作業を制限しています。

⑥ 安全管理指針

建築する建物の構造種別や、監督方法(専任、巡回)、および担当者の現場管理能力による安全管理のバラつきをなくすことを目的に「安全管理指針(ガイド)」を策定し、構造や業種ごとの管理ポイントを明確にするとともに、作業開始前の安全指導に活用しています。

(3) その他、労働安全衛生に関わるトピックス

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>社会への取り組み>健康経営

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/kenkou.html>

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>社会への取り組み>安全衛生管理(建設現場)

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/safe.html>

当社コーポレートサイト:IR 情報>統合報告書>統合報告書2020>健康経営・労働安全衛生

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/pdf/2020/tougou/67.pdf>

3) サプライチェーン(社会)

行動規範1.3

私たちの約束 取引先様へ①②③

(1) 方針・考え方

① 資材調達の基本的考え

当社コーポレートサイト:企業情報>会社概要>資材調達>資材調達の基本的考え

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/outline/procure/kihon.html>

② 反社会的勢力排除に対する基本方針

当社コーポレートサイト:企業情報>IR情報>ガバナンス>コンプライアンス

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/compliance.html>

(2) 取引開始の手順

1	事前検討
	<ul style="list-style-type: none">取引対象資材導入の可能性を検討環境マネジメント、法令順守姿勢の調査取引対象資材の生産体制、品質保証体制、納入及び輸送体制、販売実績等の把握
2	価格競争力の検討
	<ul style="list-style-type: none">取引対象資材市場価格、及び積極的・継続的な価格低減施策等
3	品質検討・資材サンプル・仕様書の受領
	<ul style="list-style-type: none">資材・商品サンプル・仕様書の受領製造拠点視察テスト施工
4	お取引開始

(3) パートナーシップの強化

① 当社グループ協力的会社様

	単位	2019 年度実績	2020 年度実績	2021 年度目標	2023 年度目標
賃貸住宅ローン 取り扱い金融機関様	機関	380	369	-	-
大東建託協力的会会員	社	9,882	8,974	-	10,350
協力的不動産会社様	店	13,214	13,139	-	13,800

② 大東建託協力会

当社企業活動は、地元パートナー様との協業のもとに成り立っています。パートナーシップの基盤の1つが、設計・施工のご協力をいただいている地元企業様で組織する「大東建託協力会」です。大東建託協力会では、会員様を対象とし、健康診断や技能講習会参加者への補助制度等の福利厚生を充実させたり、定期的な会報誌を発行したりすることで、協力会全体の活性化を促進させるなど、さまざまな形で支援を行っています。

当社コーポレートサイト:大東建託協力会

<https://www.kentaku-kyouryokukai.jp/>

③ 大東建託協力会 一人親方会

大東建託協力会は、協力会事業の一環として「大東建託協力会一人親方会」を設立しました。これは、現場で働く一人親方[※]が国の労災保険に加入するための特別加入団体です。2016年10月より関東エリアから開始し、2017年2月には対象エリアを全国36のエリアに、2017年10月には全国に対象エリアを拡大しています。今後も施工協力会社の従業員が、安心して働くことのできる環境を整備していきます。

※設計・施工の仕事に関して、個人で仕事を請け負っている方や、労働者を持たない法人の代表者

【主な補償内容】

療養補償、傷病補償年金、障害補償一時金、葬祭料、遺族補償一時金、休業補償、障害補償年金、介護補償、遺族補償年金

出所:厚生労働省「特別加入制度のしおり<一人親方その他の自営業者用>」

④ 賃貸フォーラムの開催

当社グループでは、金融機関をはじめとするお取引先様との相互理解を深めるために、2010年より毎年「賃貸フォーラム」を開催しています。2019年に開催された賃貸フォーラムには175社365名の方にご参加いただき、当社グループの現状や今後の方針を共有しました。また2020年は、初めてオンラインで開催。「コロナで賃貸住宅はどう変わるか?」をテーマに、パネルディスカッションを実施するなど、その年ごとのテーマに合わせた賃貸住宅業界の情報共有を行っています。

【過去の賃貸フォーラムテーマ】

2010年 賃貸住宅から始まる地域経済の活性

2011年 これからの賃貸住宅と日本社会変遷のクロスポイント

2012年 徹底研究! 賃貸住宅の付加価値戦略

2013年 賃貸住宅業界を取り巻く環境変化と大東建託グループ戦略

2014年 賃貸住宅が切り拓く、未来

2015年 “2040年問題”に於ける賃貸住宅市場展望

2016年 賃貸住宅が担う役割~地域コミュニティ創生のために~

2017年 空き家問題の実態に斬り込む~賃貸住宅は本当に供給過剰なのか~

- 2018年 2030年の賃貸住宅を考える
～東京オリンピック開催から10年後の未来展望～
- 2019年 令和新時代。変われ、賃貸住宅！！
～襲来するソロエコノミー、MaaSが起こす移動革命。
賃貸住宅に何ができるか～
- 2020年 コロナで賃貸住宅はどう変わるか？
- 2021年 長引くコロナ。賃貸住宅、働き方・暮らし方はどうなる？

当社コーポレートサイト:企業情報>広報活動>トピックス>2021年>
【オンラインフォーラム】第12回「賃貸フォーラム2021」をオンライン開催

https://www.kentaku.co.jp/corporate/pr/info/2021/chintaiforum_1202.html

4) 品質管理

行動規範 3.①

私たちの約束 オーナー様へ②、入居者様へ③

(1) 方針・考え方

長期安心・安全・安定の賃貸経営実現には、耐久性やメンテナンス性など、建物自体の品質も重要です。当社グループは、厳しい品質管理と確かな施工管理のもと、事業計画、設計・施工から建物完成後の維持管理まで、一気通貫で管理する体制を整え、高品質な賃貸建物づくりを追求し続けています。

【関連する社会変化・社会課題と当社グループの対応】

関連社会変化・社会課題	当社グループの対応
<ul style="list-style-type: none">● 企業不祥事の増加(建築基準法違反、施工不良問題等)	<ul style="list-style-type: none">● 独自の基準書・検査項目の策定・運用
<ul style="list-style-type: none">● 自然災害の増加	<ul style="list-style-type: none">● 独立部門による検査の実施
<ul style="list-style-type: none">● 消費者意識の向上	<ul style="list-style-type: none">● データ・画像による施工管理と報告の徹底

(2) 品質管理システム

当社グループでは、建物に使う資材の調達から設計、施工、完成の際に行う検査に至るまで、一貫した体制で管理を行い、品質の高い賃貸建物を提供しています。さらには、完成後も2カ月に1度定期点検を実施し、品質維持や早期メンテナンスを積み重ねていくことで、建物価値を長期に維持します。



① 設計

賃貸住宅専門会社として蓄積した知見をもとに、380項目を超える設計基準を示した独自の「設計基準書」によって、最適な建物を計画します。また、独自に開発した高耐久資材や最適な工法の採用で、建物の品質と価値の長期維持を実現します。

② 施工

独自の施工管理システム「DK ネットワーク」によって、施工状況などを画像とともにデータベース上で管理・共有し、品質・工程管理と施工業務の効率化を図っています。また、「施工基準書」によって社内施工基準の明確化を図り、高品質な建物を提供しています。

③ 検査

「品質検査の合否をもって、次工程に進捗する」を原則とし、施工部門が1建物当たり約500項目におよぶ自主検査を行い、さらには独立部門「監理センター」による厳格な検査

等を徹底しています。また、各種検査時の記録画像は「自主検査報告書」としてまとめ、オーナー様へお渡ししています。

④ 管理

建物管理専門のスタッフによる定期点検で、建物の品質維持、修繕箇所の早期発見、必要なメンテナンスを行い、その内容や状況を 2 カ月ごとにオーナー様に報告します。加えて、定期的を実施する清掃や共用エリア・共用設備の維持・管理による美観維持に努めています。

(3) 国土交通省による施工現場の実態調査・ヒアリングに関して

2019 年 5 月、国土交通省は、相次ぐ賃貸住宅の施工不良問題を受け、当社グループを含む賃貸住宅建設を手掛ける 17 社を対象とした品質管理体制実態調査を実施しました。調査内容は下記①②の通りです。

現場調査とヒアリングにより、当社グループが施工・管理を行う建物の品質をはじめとした現場管理体制、施工記録システム、並びに検査運用等について、問題がないことが確認されました。

① 当社グループの商品開発から完成に至る品質管理のプロセスと組織体制について、事前に行われたヒアリング内容の再確認

② 当社グループの実現場における施工状況の確認、およびヒアリング時に説明した品質管理内容と実現場での品質管理状況の整合性の確認

5) 地域社会・コミュニティ

行動規範 1.②、4.①②③、5.②、6.①②

私たちの約束 取引先様へ③、地域社会へ①②

(1) 目標・結果

	単位	2019 年度実績	2020 年度実績	2021 年度目標	2023 年度目標
地域貢献活動 実施件数	件	179	147	-	200
大東建託グループみらい基金 参加従業員数	人	5,243	4,927	-	8,000
支援総額	万円	13,351	36,165	-	-
支援団体数	団体	14	16	-	-

(2) 支店主幹による「地域貢献活動」

“支店＝地元企業”の精神のもと、地域の方々と合同で行う活動に支店従業員が直接参加し、地域の方々とコミュニケーションを図ることで、当社の認知度の向上と地域活性化の両立を目指しています。

① ボランティア活動、次世代支援

地域イベントでのボランティアスタッフ、清掃活動、就活支援セミナーへの参加、建築を学ぶ学生との産学連携活動などの活動

② 地方創生活動

地域の課題に取り組む有識者や地方創生に関わる方々との交流活動

当社コーポレートサイト:サステナビリティ>社会への取組み>社会貢献・地域コミュニケーション>地域貢献活動

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/torikumi/community.html>

(3) 親子体験会

全国の施工現場を地域の方々との貴重な接点とし、近隣や地域のみなさまとコミュニケーションを取ることで、施工現場を知り、体験していただくとともに、現場で働く従業員のモチベーションアップと、工事期間中の近隣住民への理解促進を図る。

① 親子体験会とは

建設中の施工現場にて、普段工事でご迷惑をお掛けしている近隣のみなさまや、地域の方向けに『親子で施工現場を体験できるブース』を設置・運営してコミュニケーションを図るイベント

② 実施事項(一例)

【ショベルカー体験】

建設機械操作指導員監視のもと、エンジン停止状態で運転席に座り写真撮影・疑似操作を体験。また建設機械操作指導員による運転実演も実施。

【DIY体験】

制作キットを使い、大工さんや当社グループ従業員のサポートのもと、工具を使って切る(のこぎり)・打つ(金槌)・削る(やすり)を体験。出来上がった工作物はお持ち帰りいただく。

【測量体験】

測量機器(レベル、トランジット)を用いて、高さ測定を疑似体験

(4) 大東建託グループみらい基金

当社グループでは、従業員と会社の共同基金「大東建託グループみらい基金」を2015年4月から開始し、「地方創生」「災害復興」に寄与する活動・団体を支援しています。

この基金は、東日本大震災の遺児支援を目的として、2012年5月に設立された「大東建託グループあしなが基金」から目的と名称を変更したもので、基金に参加する従業員による積立金と、従業員積立金と同額の会社寄付、株主様からの寄付により成り立っています。

全国で事業を行う当社グループにとって、元気で魅力あふれる街は欠かせません。今後もみらい基金の活動を通して、地域のみなさまと交流する機会を作り、活気あふれる街づくりに寄与していきます。

【みらい基金の仕組み】



大東建託グループみらい基金ウェブサイト

<https://www.kentaku.co.jp/mirai/>

(5) チーム大東

当社グループでは、オーナー様、入居者様、従業員およびそのご家族の方で、世界の頂点を目指すアスリートを支援する、未来のアスリート支援プロジェクト「チーム大東」を、2014年より運営しています。

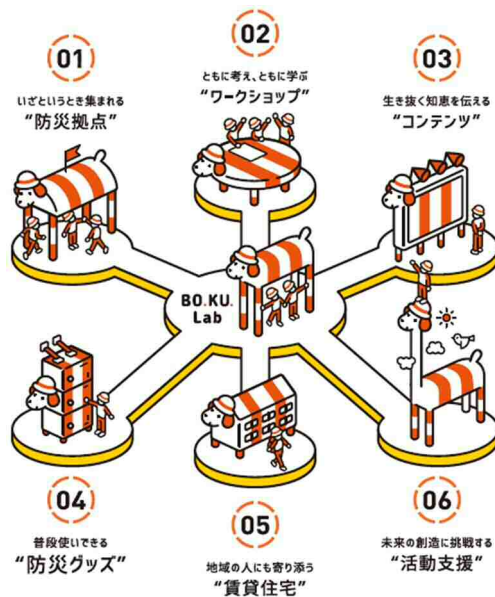


チーム大東ウェブサイト

<https://team-daito.com/>

(6) 防災と暮らし研究所「ぼ・く・ラボ」

当社グループでは、賃貸住宅における防災意識向上を目指すプロジェクト「防災&暮らし研究所『ぼ・く・ラボ』」を展開しています。「ぼ・く・ラボ」では、当社グループ従業員のほか、防災の現場で活動する NPO 法人の方々をメンバーに迎え、防災を通じた地域コミュニケーションの機会創出や、それら防災支援活動から得た知見を活かした商品・サービスの開発など、当社グループ内外の防災力強化に寄与する活動を推進しています。近年、日本国内において自然災害が多発したことで、消費者の防災意識は年々向上しています。当社グループは「ぼ・く・ラボ」の活動を通じて、当社グループの防災力を強化するだけでなく、災害に強い建物・街づくりに貢献できる企業を目指します。



【ぼ・く・ラボの主な取り組み】

- ・ 支援物資や給電設備等を配備した防災拠点「ぼ・く・ラボステーション」の全国展開
- ・ 地方創生・災害復興に関する団体への支援
- ・ 災害時に地域の方への電源供給が可能な太陽光パネル搭載賃貸住宅の展開
- ・ 防災に関するウェブコンテンツ配信
- ・ 入居者様向け通販サイトで防災グッズを販売

防災と暮らし研究所「ぼ・く・ラボ」ウェブサイト

<https://www.kentaku.co.jp/bokulab/>

当社コーポレートサイト:IR 情報>統合報告書>統合報告書2020>未財務活動

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/pdf/2020/tougou/47.pdf>

(7) 賃貸住宅コンペ

当社グループでは、「賃貸住宅がもつ魅力」をより多くの方と考えていきたいという思いのもと、テーマに合わせた賃貸住宅のアイデアや運営方法の提案を一般の方々から募集する「大東建託 賃貸住宅コンペ」を 2012 年より開催しています。

第10回大東建託賃貸住宅コンペウェブサイト

<https://kentaku.shinkenchiku.net/>

4. ガバナンス（G）に関する取り組み

1) コーポレートガバナンス

行動規範 2.①

私たちの約束 株主様へ③

(1) コーポレートガバナンスの基本方針

当社グループでは、株主様をはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることをコーポレートガバナンスの基本方針としています。

このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

(2) コーポレートガバナンス・コード

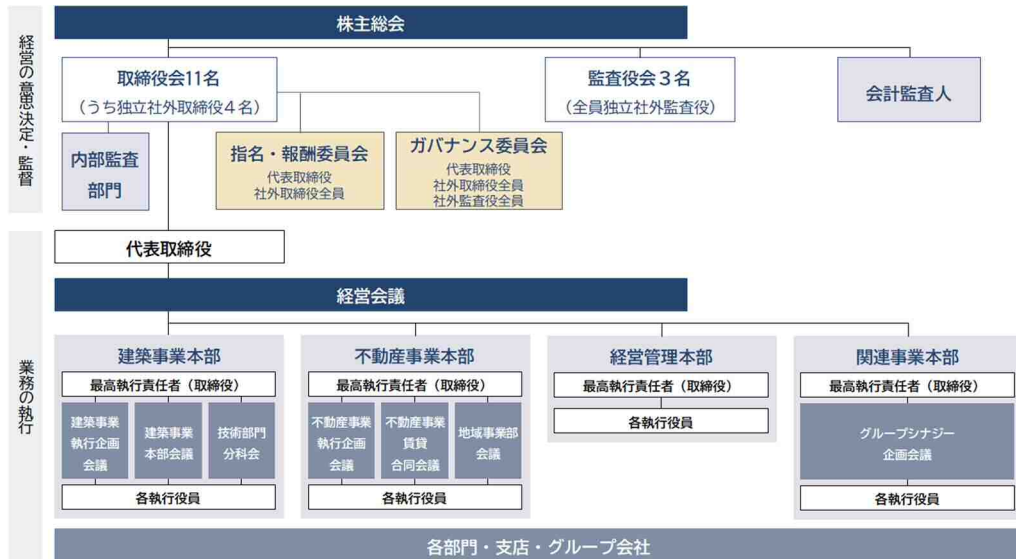
当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(3) 経営体制

機動的な意思決定を実現するため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しています。

また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域ごとに最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、業務執行の決裁権限を、必要に応じて経営会議に委嘱することで、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行っています。



① 取締役会

当社および当社グループの各事業分野に精通する取締役と、弁護士や企業経営経験者など専門分野に精通した社外取締役で構成され、法令および定款に定められた事項、当社およびグループ会社の重要事項等を決定するとともに、各取締役から業務執行状況の報告を受けています。

② 監査役会

公認会計士、弁護士などの専門分野に精通した社外監査役で構成され、監査方針に従い、取締役の職務遂行状況について監視を行うとともに、監査に関する重要事項の報告・協議および決定を行っています。また、監査役の中から常勤監査役を選定し、取締役会のほか、経営会議などの業務執行における重要な会議に出席し、職務の執行状況の把握を行っています。

③ 経営会議

代表取締役が議長となり、各事業本部の最高執行責任者、取締役会が指名した執行役員および常勤監査役で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、各取締役・各監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。

④ 指名・報酬委員会

代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」(委員長:社外取締役)が中心となり、業務執行取締役が業務執行及び経営の監督機能に関して相互評価を行っています。業務執行取締役同士が相互評価することに加え、指名・報酬委員会が相互評価結果の集計や業務執行取締役との個別ヒアリングを行うことにより、取締役評価の公正性・透明性を確保しています。

取締役の相互評価結果は、次期経営体制の策定、取締役候補者の選任及び取締役(社外取締役を除く)の基本報酬、賞与や株式報酬に反映させています。

⑤ ガバナンス委員会

ガバナンス委員会とは、業務執行取締役の評価および次期執行体制案や取締役候補者案の審議等を行う“任意の委員会”です。代表取締役、社外取締役全員及び社外監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」を設けており、取締役会の実効性評価やコーポレートガバナンスに関する審議をガバナンス委員会で重点的に行うことで、監督機能の強化を図っています。

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>ガバナンス委員会

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/committee.html>

⑥ ガバナンス体制の変遷

	1974年 創業	1989年 名古屋証券取引所第二部に上場	2011年 創業者所有株式をTOBで取得・消却
監督と執行の分離			2000年 執行役員制度導入
取締役の任期		1989年 取締役60歳定年制度導入	
取締役の報酬			2011年 株式報酬型ストックオプション導入 2019年 株式報酬の導入
社外取締役			2005年 1名選任 2011年 2名選任 2013年 3名選任 (2015年より、うち1名女性を選任) 2021年 4名選任 (うち1名女性を選任)
社外監査役	1986年 1名選任	1989年 3名選任	1999年 4名選任(全員社外) 2020年 3名選任(全員社外)
任意の委員会			2012年 評価委員会(現:ガバナンス委員会)設置

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コーポレートガバナンスの取組み

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html>

(4) 取締役会

① 取締役会の責務

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役は全員社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。特に、コーポレートガバナンスに関する重要な決定については、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会」(委員長:社外取締役)での審議を経ることにより、取締役会の客観性・透明性の確保を図っています。

加えて、取締役の評価について、社外取締役が指名・報酬委員として中心的な役割を担うことで、取締役がその役割や責務が適切に果たされる環境を整備しています。

② 審議活性化

取締役会は、月1回の頻度で開催しており、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知することで、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

取締役会に上程される事項は、原則として経営会議(業務執行の最高意思決定機関)で事前に審議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しています。また、全ての社外取締役および監査役は、社内イントラネット上に保管している経営会議の資料を随時閲覧でき、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めるとともに、必要に応じて経営会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。

また、取締役会の議題のうち、議長が特に重要であると判断したものについては、社外役員向けに事前説明会を開催し、あるいは取締役会の3営業日以上前に資料を配布するなど、出席者が議題の内容を十分に理解したうえで審議できるよう、事前準備の機会を確保しています。

また、取締役会事務局において予め議題および審議時間の振り分けを行うことで、形式的な審議を排除し、実質的な審議に十分な時間をかけることができる体制を整えています。

③ 実効性評価

当社では、代表取締役、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会を中心となり、毎年第3四半期に業務執行取締役同士の相互評価やガバナンス委員会委員によるヒアリングを行うとともに、ガバナンス委員会による相互評価等の結果確認を通じ、取締役会の実効性の分析や評価を行っています。



2021年3月期における当社取締役会全体の実効性の分析・評価結果につきましては、ガバナンス委員会での事前協議を踏まえ、取締役会にて分析・評価結果及び指摘された課題について共有をしております。

なお、2021年3月期における当社取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要につきましては、以下のとおりとなります。

【2021年3月期:取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要】

当社取締役会では、2021年3月期の取締役会全体の実効性の分析・評価について、取締役会の経営機能・監督機能、社外取締役の活動と貢献、取締役・執行役員を選任プロセスの客観性とシステム化、組織トップのリーダーシップなどの観点から確認した結果、概ね良好に構築・運用されており、現時点で大幅な改善に着手すべき事項はないものと評価しております。

当社では、ステークホルダーの皆様に一層ご満足いただけるよう、並びに将来起こり得る事業環境の変化にも対応できるよう、取締役会全体の実効性の更なる向上に努めてまいります。

(5) 取締役の評価・報酬

① 評価

当社では、取締役の評価及び取締役候補者の選任は、下記の通り、代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」(委員長:社外取締役)が中心となり、毎年第3四半期に行う業務執行取締役同士の相互評価に基づき、公正かつ透明性の高い手続きを行っています。

① 取締役の相互評価

代表取締役以下、業務執行取締役が、各担当事業領域の「当期業務結果、期末見通し、次年度以降のビジョン」のプレゼンテーションを行い、次の評価項目に基づき相互評価を実施し、評価資料は指名・報酬委員会委員長が回収・確認を行う。また、社外取締役による各取締役へのヒアリングを行う。

<評価項目>

- ・ 業務執行に係る評価項目
責任領域の定量評価、責任領域の定性評価、期中の適正な追加対策、他の役員からの助言組み入れ、組織鼓舞・適正な誘導、後進育成
- ・ 経営の監督・機能強化に係る評価項目
監督機能発揮、次なる経営前進に向けたビジョンの提示と論理性、取締役会・業務執行会議でのリーダーシップ、コンプライアンス・遵法への実践、経営全領域へのアイデアの提供・提言の実施、社外・ステークホルダーへの影響発信

② 代表取締役による評価結果の検証

指名・報酬委員会委員長は、評価結果を代表取締役に提出し、代表取締役は、その結果を踏まえて、各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の実績としての在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、取締役の定年による退任の際は次期候補者等の検討を行う。

③ 指名・報酬委員会への検討結果の報告

代表取締役は、検討結果に基づく次期取締役体制案を指名・報酬委員会委員会に説明し、指名・報酬委員会は同案について審議・答申を行う。

④ 次期取締役体制の取締役会への上程・決議

代表取締役は、指名・報酬委員会より答申を得た次期取締役体制案を取締役会へ上程し、決議を得る。併せて、評価やヒアリングの集計結果の開示を行うとともに、後日、各取締役へ個人別の相互評価の通知を行う。

② 報酬制度

取締役の報酬決定にあたっては、株主との利害の共有及び持続的な企業価値の向上を目的とし、健全なインセンティブが働く「業績連動重視型」を基本方針としています。この基本方針にもとづき、取締役の報酬は固定報酬である基本報酬、及び業績連動報酬である賞与・株式報酬で構成しており、中長期的には、業績目標の達成率が100%である場合に基本報酬:賞与:株式報酬の割合が1:2~3:2~3となるよう報酬構成を設計しています。

【基本報酬】

企業業績、関連する業界他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度などを考慮して決定しています。

【賞与】

当事業年度の連結当期純利益(親会社株主に帰属する当期純利益)に取締役会で定めた一定の比率を乗じたうえで、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業に係る業績指標の実績に応じて、規定のテーブルをもとに取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しています。

【株式報酬】

業績連動部分と非業績連動部分から構成されており、業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与したうえで、対象期間終了後に当社の業績目標等に応じて0%~150%を乗じます。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与します。

いずれの報酬も、指名・報酬委員会が中心となり実施する取締役相互評価の結果を反映して原案を策定し、取締役会から代表取締役社長へ決定を一任しています。なお、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

【取締役の報酬制度】

取締役の報酬制度		
	2011年~(金額は総額)	2019年~(金額は総額)
業績連動	株式報酬型ストックオプション(社外取締役は対象外) 年額5億3,000万円以内	株式報酬(社外取締役は対象外) 上限19億円/3年
固定	賞与(社外取締役は対象外) 上限10億円	賞与(社外取締役は対象外) 上限10億円
	基本報酬 年額10億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)	基本報酬 年額10億円以内(うち社外取締役5,000万円以内)

2019年6月 株式報酬制度の導入

【2021年3月期 役員報酬支給総額】

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の構成別内訳(百万円)				
				基本報酬	ストックオプション	株式報酬	賞与	左記のうち、 非金銭報酬等
小林 克満	180	取締役	提出会社	89	8	24	57	33
			連結子会社	—	—	—	—	—
川合 秀司	123	取締役	提出会社	59	8	17	38	26
			連結子会社	—	—	—	—	—
竹内 啓	116	取締役	提出会社	55	7	17	35	25
			連結子会社	—	—	—	—	—

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員のみ記載しています。
2. 小林克満に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション8百万円、株式報酬24百万円です。
3. 川合秀司に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション8百万円、株式報酬17百万円です。
4. 竹内啓に対する非金銭報酬等の内訳は、ストックオプション7百万円、株式報酬17百万円です。

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>取締役の報酬制度

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/remuneration.html>

(6) 経営循環の仕組み

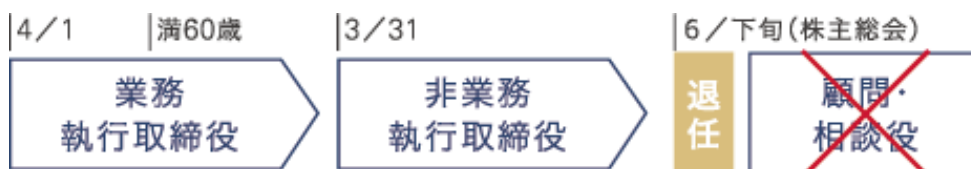
当社では、業務執行取締役の定年を満60歳とする取締役定年制を設け、定年により取締役を退任あるいは辞任した後は、顧問や相談役等の当社グループにおけるいかなる役職にも就かないことを制度化しています。上級管理職については、2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除することとしています。

また、次期代表取締役や新任取締役候補者の指名にあたっては、代表取締役及び社外取締役全員で構成される「指名・報酬委員会」(委員長:社外取締役)が中心となり、取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング結果等を踏まえた指名を行うことで、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えています。

これらの制度を適正に運用し、運用状況を取締役会が適宜監督することにより、経営の循環を促し、次期経営層の育成に努めております。

① 取締役60歳定年制

- ・ 業務執行取締役は、満60歳に達した年度末(3月31日)をもって業務執行を離れ、4月1日より非業務執行取締役(非常勤)となる
- ・ 6月の株主総会をもって取締役を退任する
- ・ 取締役退任後は、顧問・相談役などいかなる役職にも就かない



※代表取締役は最少任期を4年(2期)とする。

② 世襲制の排除

上級管理職(次長職以上)の2親等以内の親族の当社グループへの入社を認めず、世襲制を排除



当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>経営循環の仕組み

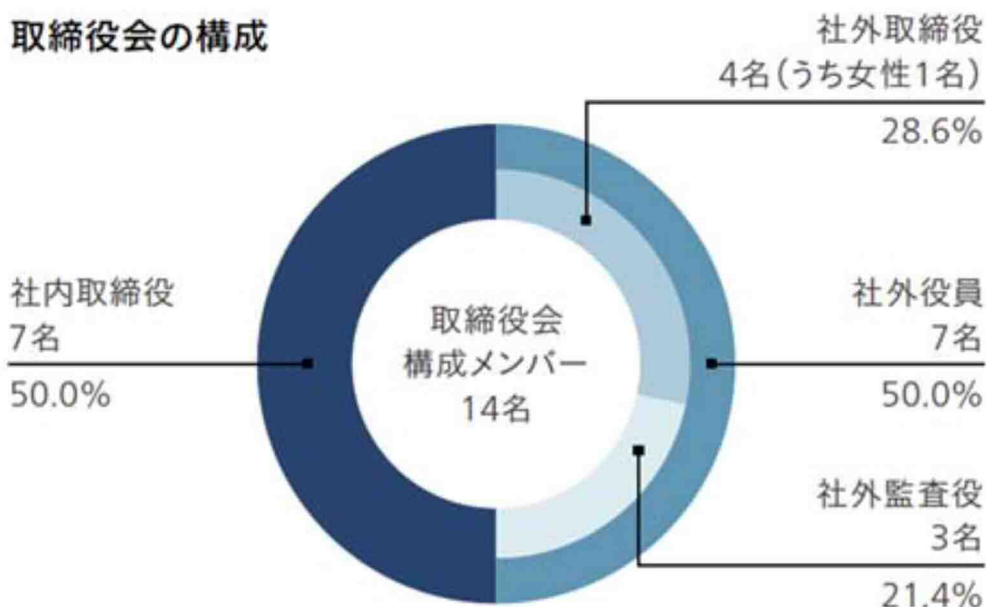
<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/circulation.html>

(7) 社外役員

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、十分な資質と独立性を備えた社外役員を選任しています。

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するべく、取締役役に占める割合が3分の1を超える独立社外取締役を選任しています。

取締役会の構成



① 選任ガイドライン

当社の社外役員および社外役員候補者は、以下の基準を満たす者としています。

- ・ 経営・企業法務・ガバナンス等、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること
- ・ 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期経営計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること
- ・ その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること

② 独立性基準

当社の社外役員および社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下①については現在および期限の定めのない過去とし、②～⑤については現在および過去 10 年間とする。

① 当社グループ関係者

当社、当社の子会社(注 1)および関連会社(注 2)(以下「当社グループ」)の取締役(社外取締役は除く)、監査役(社外監査役は除く)、会計参与、執行役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」)でないこと。

② 議決権保有関係者

- ・ 当社の 10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと
- ・ 当社グループが 10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと

③ 取引先関係者

- ・ 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の 2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと
- ・ 当社グループの主要な借入先(当社連結総資産の 2%以上に相当する金額の借入先)である金融機関の取締役等でないこと
- ・ 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと

④ 専門的サービス提供者(弁護士、公認会計士、コンサルタント等)

- ・ 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと
- ・ 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間 1,000 万円以上の報酬を受領している者でないこと

⑤ その他

- ・ 上記①～④に掲げる者(重要でない者を除く)の 2 親等以内の親族でないこと
- ・ 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと
- ・ 当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと

注1:「子会社」とは、財務諸表等規則第 8 条第 3 項に規定する子会社を指します

注2:「関連会社」とは、財務諸表等規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社を指します

③ 情報交換・認識共有

社外役員は、取締役会における審議・報告事項について、自身が持つ専門的な知識と豊富な経験や外部からの視点に基づき、忌憚のない意見を述べるなどして、取締役会の議論の活性化に貢献しています。

また、社外役員は、取締役会以外でも適宜意見交換を行い、必要に応じて、代表取締役に説明や改善を求めたり、助言を行うなどして、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでいます。

加えて、指名・報酬委員会やガバナンス委員会の委員として、取締役会から独立した立場で情報交換・認識共有を行うことで、監督機能の向上を図っています。

④ 情報入手と支援体制

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門や担当取締役へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門や担当取締役は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、経営企画室が取締役会事務局として、取締役・監査役の情報入手などの支援を行うこととしています。

また、取締役会の議題についての事前説明や事務連絡等を行う社外役員向けの連絡会を毎月開催しており、社外取締役・社外監査役が社内の情報をより容易に入手できる体制を整えています。各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかについては、取締役会実効性評価の評価項目とし、定期的に確認を行っています。

加えて、監査役会からの指名に基づき、常勤監査役の職務を補助する者として監査役補助者を選任しています。監査役補助者は、専従ではありませんが、常勤監査役による指示業務を優先して対応することとしています。

④ 取締役・監査役の兼任状況

当社は、取締役・監査役の責務が十分に果たされるよう、社外取締役・社外監査役に対して定期的に兼任状況の確認を行っています。社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役3名のうち2名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、当社の経営の監督を行う上で、支障はないものと判断しています。また、業務執行取締役6名のうち1名は、当社と業務資本提携を行った上場会社の社外取締役を兼任していますが、当社の業務執行を行う上で支障はないものと判断しています。その他の業務執行取締役5名は、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

社外監査役3名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>社外役員の選任

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/outsideofficers.html>

(8) 当事者間取引

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

(9) 役員の状況

① 役員の多様性

当社は、取締役および監査役の有する知識・経験等を一覧化して把握するため、下記のとおりスキル・マトリックスを作成しています。

業務執行取締役の選任にあたっては、当社の各事業領域について十分な知識・経験を有する取締役をバランスよく選任することで、事業競争力の強化を図っています。また、他社での経営経験等、幅広い知識や経験等を有する当社独立性基準を満たした社外取締役および社外監査役を選任することで、取締役会全体の監督強化を図っています。

なお、取締役の選任は、取締役会が作成した取締役候補者案について、独立した諮問機関である指名・報酬委員会への諮問・答申を経て行っています。

	氏名	専門性・職歴	企業経営	事業戦略・マーケティング	技術・研究開発・品質管理	財務・会計・ファイナンス	サステナビリティ	ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント	国際性・海外事業
社内取締役	小林 克満	-	●	●	●		●	●	
	川合 秀司	-	●			●	●	●	●
	竹内 啓	-	●	●	●				
	佐藤 功次	-	●	●			●		
	内田 寛逸	-	●		●		●		●
	舘 正文	-	●		●		●		
	守 義浩	-	●	●					
社外取締役	山口 利昭	弁護士					●	●	
	佐々木 摩美	元外資系金融機関 マネジメント				●	●	●	●
	庄田 隆	元企業経営者	●		●		●	●	●
	入谷 淳	弁護士/公認会計士 元検察官				●	●	●	●
社外監査役	鶴野 正康	公認会計士 元企業経営者	●			●		●	●
	松下 正	弁護士 元企業経営者	●			●		●	●
	小林 憲司	公認会計士 企業経営者	●			●		●	●

※上記一覧表は各氏の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

② 社内取締役一覧(2021年4月1日現在)

氏名	小林 克満
役職	代表取締役 社長
生年月日	1961年6月16日
所有する当社の株式数	9,145
略歴	1986年 2月 当社入社 2011年 4月 執行役員営業統括部長 2012年 4月 常務執行役員営業統括部長 2012年 6月 取締役常務執行役員営業統括部長 2016年 4月 常務取締役営業統括部長 2017年 4月 常務取締役建築事業本部長 2018年 4月 専務取締役建築事業本部長 2019年 4月 代表取締役社長兼建築事業本部長 2021年 4月 代表取締役社長(現任)
選任理由	同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業に携わり、営業力強化のための人材育成・組織活性化や賃貸住宅ブランドの構築、商品開発、新しい建築分野の開拓に取り組むなど、当社グループ

	<p>の基盤強化・発展に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、ほかの取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p> <p>現在は、当社グループ全体を統括する代表取締役として、経営全般にわたり強いリーダーシップを発揮し、中長期的な視点でコーポレートガバナンスの深化、サステナビリティ推進、成長分野の開拓など、企業価値向上と持続的な成長のため、計画的に取り組んでおります。今後も、同氏が有する豊富な経験と知識、強いリーダーシップを経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	川合 秀司
役職	常務取締役 経営管理本部長 兼 関連事業本部長
生年月日	1967年1月22日
所有する当社の株式数	7,160
略歴	<p>1989年 4月 当社入社</p> <p>2012年 4月 執行役員経営企画室長</p> <p>2012年 6月 取締役執行役員経営企画室長</p> <p>2013年 4月 取締役執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長</p> <p>2014年 4月 取締役常務執行役員経営管理本部長</p> <p>2016年 4月 常務取締役経営管理本部長</p> <p>2017年 4月 常務取締役経営管理本部長兼関連事業本部長(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、経営管理部門及び関連事業部門に携わり、経営管理部門では働き方改革や資本効率を意識した財務戦略の推進、関連事業部門では新たな事業領域における収益拡大に向けて取り組むなど、当社グループの経営基盤の安定化に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p> <p>現在は、当社グループの経営管理部門と関連事業部門を統括する最高責任者として、当社の経営基盤の更なる強化・収益基盤の多角化に加え、社会情勢の変化に順応した新たな働き方の構築・推進に向けて職務を遂行しております。</p> <p>今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	竹内 啓
----	------

役職	常務取締役 建築事業本部長
生年月日	1965年11月29日
所有する当社の株式数	3,896
略歴	1989年 4月 当社入社 2012年 4月 執行役員テナント営業統括部長 2014年 6月 取締役執行役員テナント営業統括部長 2015年 4月 取締役執行役員中日本建築事業本部長 2016年 4月 取締役中日本建築事業本部長 2017年 4月 取締役不動産事業本部長 2018年 4月 常務取締役不動産事業本部長 2020年 4月 常務取締役西日本建築事業本部長 2021年 4月 常務取締役建築事業本部長(現任)
選任理由	同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業の営業部門に携わり、建設事業では営業組織の活性化や営業戦略の強化、不動産事業では健全な入居率の維持と収益力の強化に取り組むなど、それぞれの事業の基盤強化に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における従業な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。 現在は、建設事業を統括する最高責任者として、建設受注の回復や設計力・技術力の向上、社会情勢の変化に順応した新たな営業手法の確立に向けて職務を遂行しています。 今後も、同氏が有留守豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	佐藤 功次
役職	常務取締役 不動産事業本部長 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長
生年月日	1962年4月17日
所有する当社の株式数	1,000
略歴	1991年 3月 当社入社 2013年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 取締役賃貸管理部長 2015年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 常務取締役経営企画室長 2016年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 専務取締役

	<p>2017年4月 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長 2017年6月 取締役 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長 2020年4月 取締役 不動産事業本部長 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長 2021年4月 常務取締役 不動産事業本部長 兼 大東建託パートナーズ株式会社 代表取締役 社長(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、当社グループが管理する賃貸建物の管理事業に携わり、オーナー様には安定した賃貸経営と賃貸建物の資産価値の維持、入居者様には快適で安全な暮らしの提供などに取り組み、建物管理サービスの創出・品質向上に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p> <p>現在は、不動産事業本部長として、これまでの経験や知識を活かし、オーナー様・入居者様の満足度向上に加え、不動産仲介・売買事業の収益拡大に向けて職務を遂行しております。</p> <p>今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	内田 寛逸
役職	取締役 関連事業本部 部長 介護・保育事業、海外事業担当
生年月日	1965年5月2日
所有する当社の株式数	4,972
略歴	<p>1987年8月 当社入社 2012年4月 執行役員原価管理統括部長 2013年4月 執行役員設計統括部長 2014年6月 取締役執行役員設計統括部長 2016年4月 取締役設計統括部長 2017年4月 取締役関連事業本部部长(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、技術部門及び介護・保育事業、海外事業に携わり、技術部門では業界最高水準の技術力を目指して設計力・商品力の向上に取り組み、介護・保育事業、海外事業では、既存の関連事業の拡大強化に加えて新コア事業の創出に尽力してまいりました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。</p>

	<p>現在は、介護・保育事業、海外事業を担当する取締役として、新コア事業の強化拡大による当社グループの収益基盤の多角化に向けて職務を遂行しております。</p> <p>今後も、同氏が有する豊富な経験と知識を経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	館 正文
役職	取締役 設計統括部長
生年月日	1968年11月3日
所有する当社の株式数	1,227
略歴	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2013年4月 設計部長</p> <p>2016年4月 執行役員設計部長</p> <p>2017年4月 執行役員設計統括部長</p> <p>2019年4月 上席執行役員首都圏建築事業本部部長</p> <p>2020年4月 執行役員設計統括部長</p> <p>2021年6月 取締役設計統括部長(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、建設事業の主要部門である設計部門に携わり、商品開発、設計・積算制度の向上や人材育成、コスト削減等に尽力してまいりました。また、ZEH賃貸住宅等の環境に配慮した商品開発や、当社の社会貢献活動のひとつである「未来のアスリートプロジェクト」の事務局長を務めるなど、当社のサステナビリティ・ESG活動を主導してまいりました。</p> <p>現在は、設計部門の執行責任者として、多様なニーズに応え、環境に配慮した商品開発や、技術者をセールスエンジニアに登用するといった技術力のPRIによる営業支援、また品質重視の工事監理者体制の拡充など、社会からの信頼獲得に向けて職務を遂行しております。</p> <p>同氏が、長年携わってきた設計部門での豊富な知識や、環境活動・社会貢献活動における経験を活かし、当社グループのコア事業である建設事業の強化や、社会的な重要課題であるサステナビリティ・ESGの推進等を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	守 義浩
役職	取締役 大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
生年月日	1965年10月24日
所有する当社の株式数	1,004
略歴	1994年2月 当社入社

	<p>2012年4月 テナント営業推進部長(東日本担当)</p> <p>2014年4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 取締役審査部長</p> <p>2016年4月 執行役員大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社) 常務取締役審査部長</p> <p>2017年4月 執行役員 大東建託リーシング株式会社 代表取締役社長</p> <p>2021年6月 取締役 大東建託リーシング株式会社 代表取締役社長(現任)</p>
選任理由	<p>同氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である不動産事業に携わり、一括借り上げ事業における適正家賃の審査業務や、賃貸仲介事業における収益の拡大に尽力してまいりました。</p> <p>現在は、大東建託リーシング株式会社の代表取締役社長として、既存の賃貸仲介ブランドの強化に加え、売買仲介事業や仲介店舗のフランチャイズ事業を立ち上げるなど、不動産仲介事業の収益基盤の拡大に向けて職務を遂行しています。</p> <p>同氏が長年携わってきた不動産事業での豊富な知識や、グループ会社の代表取締役としての経験を活かし、当社グループのコア事業である不動産事業の強化や、経営の監督強化等を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役といたしました。</p> <p>(2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)</p>
任期	2021年6月～2023年6月

③ 社外取締役一覧(2021年4月1日現在)

氏名	山口 利昭
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員長
生年月日	1960年6月26日
略歴	<p>1990年 3月 大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所</p> <p>1995年 4月 山口利昭法律事務所開所、同所代表弁護士(現任)</p> <p>2008年 4月 日本内部統制研究学会理事(現任)</p> <p>2010年 7月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事</p> <p>2012年 7月 日本弁護士連合会司法制度調査会 社外取締役ガイドライン検討チーム幹事(現任)</p> <p>2013年 3月 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役</p> <p>2013年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2014年 8月 特定非営利活動法人日本コーポレート・ ガバナンス・ネットワーク理事(現任)</p> <p>2014年 12月 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社社外監査役</p> <p>2015年 2月 大阪市交通局監査役(現任)</p>

	2015年 6月 消費者庁公益通報者保護制度検討委員会委員 2018年 4月 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役(現任) ※在任期間 8年
選任理由	同氏は、企業法務やリスクマネジメント、コーポレートガバナンスに精通した弁護士です。その高い専門性と豊富な経験を踏まえた有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務遂行の監督の役割を十分に果たしております。また、当社ガバナンス委員会の議長として、指名や報酬の透明性・公平性の確保に主体的に関与いただいております。 同氏の高い専門性と経験にもとづく有用な意見や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	佐々木 摩美
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1960年6月26日
略歴	1983年 4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1985年 3月 モルガン・スタンレー証券株式会社 (現三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 1991年 1月 同社ヴァイス・プレジデント 1994年 2月 同社エグゼクティブ・ディレクター 2000年 12月 同社マネージング・ディレクター 2004年 4月 クレディスイス・ファースト・ポストン証券株式会社 (現クレディ・スイス証券株式会社) マネージング・ディレクター 債券本部営業統括本部長 2015年 6月 当社社外取締役(現任) 2018年 10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 社外取締役・監査等委員(現任) ※在任期間 6年
選任理由	同氏は、グローバルな金融ビジネスにおいて、組織マネジメントに長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、女性視点、グローバルな視野、投資家目線と、多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

	同氏の経験と見識にもとづくダイバーシティ・マネジメントへの貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	庄田 隆
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1948年6月21日
略歴	1972年 4月 三共株式会社(現 第一三共株式会社)入社 1999年 1月 同社欧州部長 1999年 6月 同社海外医薬営業本部長 2001年 6月 同社取締役 2002年 6月 同社常務取締役 2003年 6月 同社代表取締役社長 2005年 9月 第一三共株式会社代表取締役社長兼 CEO 2010年 6月 同社代表取締役会長 2014年 6月 同社相談役 2015年 6月 宇部興産株式会社社外取締役(現任) 2017年 6月 当社社外取締役(現任) 2019年 6月 宇部興産株式会社社外取締役・監査等委員(現任) 2019年 9月 株式会社理研鼎業社外取締役(現任) ※在任期間4年
選任理由	同氏は、第一三共株師会社において、経営者として長年企業経営に携わり、企業経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する見識を有しています。さらにCSR活動にも積極的に取り組んだ経験を踏まえた有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。 同氏の企業経営の経験と見識にもとづく有用な意見や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	入谷 淳
役職	社外取締役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1966年1月2日
略歴	1988年 9月 パークレイズ証券会社入社 1992年 10月 井上・斉藤・英和監査法人(現あずさ監査法人)入社 1998年 4月 検察官任官 2007年 9月 第二東京弁護士会登録 渥美坂井法律事務所・外国報共同事業 2009年 7月 東京国税局(任期付公務員) 2012年 7月 渥美坂井法律事務所・外国報共同事業 2016年 1月 長島・大野・常松報実事務所入所(現任) 2020年 3月 アカルタスホールディングス株式会社 社外取締役・監査等委員(現任) 2021年 6月 当社社外取締役(現任) ※在任期間1年
選任理由	同氏は、弁護士として金融法務やコンプライアンス等の危機管理業務に携わり、また公認会計士として金融機関の監査業務に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの高い専門性と経験にもとづくコーポレート・ガバナンス強化への貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

④ 監査役一覧(2021年4月1日現在)

氏名	鶴野 正康
役職	社外監査役(常勤) 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1954年8月23日
略歴	1981年 8月 監査法人中央会計事務所入所 1984年 9月 インテグラン株式会社入社 1996年 10月 ユーエスロボティックス株式会社代表取締役 社長 1997年 11月 スリーコムジャパン株式会社代表取締役 副社長 1998年 10月 日本ルーセントテクノロジー株式会社 取締役事業部長 2000年 10月 日本アバイア株式会社代表取締役 社長 2005年 3月 株式会社ネットインデックス (現 株式会社ネクスグループ)代表取締役 社長 2007年 11月 株式会社インデックス・ホールディングス取締役

	2009年6月 当社監査役(現任) ※在任期間12年
選任理由	同氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識と、これまでの企業経営者としての豊富な経験と見識を有しております。その知識や経験に基づき監査を行うとともに、社外監査役として独立した立場から意見を述べ、当社の経営に対する監査機能を十分に発揮しております。また、常勤監査役として、取締役会だけでなく業務執行に関わる重要な会議にも出席し意見を述べ、監査機能の実効性向上に努めております。今後は豊富な監査経験と当社グループに関する知識を活かし、監査役の後継者育成にも尽力いただきたく考えております。よって、引き続き社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役としました。 (2021年6月 第43期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	松下 正
役職	社外監査役 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1960年7月28日
略歴	1989年4月 東京弁護士会登録、東京青山法律事務所 (現パーカー&マッケンジー法律事務所)入所 1998年1月 GE 横河メディカルシステム株式会社 (現 GE ヘルスケア)入社 1999年1月 同社取締役 2003年3月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社(GE ジャパン) 取締役副社長 2005年7月 株式会社ファーストリテイリング入社 2005年9月 同社取締役上席執行役員 2010年7月 シーメンスジャパン株式会社取締役 2011年3月 コクヨ株式会社取締役常務執行役員 2015年3月 株式会社アダストリア入社 2017年5月 同社代表取締役 2018年4月 株式会社サイプレス社外取締役(現任) 2020年1月 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長 統括弁護士(現任) 2020年4月 株式会社 afterFIT社外取締役(現任) 2021年6月 当社社外監査役(現任) ※在任期間1年

選任理由	同氏は、弁護士としての企業法務や財務に関する専門知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、複数の国外勤務や、ITシステム分野での経験も有しております。 これらの豊富な見識と経験を活かし、社外監査役として当社の経営に対する監査機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役としました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

氏名	小林 憲司
役職	監査役(社外) 当社ガバナンス委員会委員
生年月日	1963年4月12日
略歴	1987年 4月 三井信託銀行株式会社入行 1989年 9月 監査法人朝日新和会計社入社 1994年 4月 永野森田公認会計士事務所(米国)入所 1997年 9月 新日本アーンストアンドヤング株式会社入社 2001年 10月 同社取締役 2005年 4月 アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 マネージングディレクター 2007年 7月 ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役(現任) 2013年 3月 ZENホールディングス株式会社取締役 2015年 3月 同社代表取締役 2021年 6月 当社社外監査役(現任) ※在任期間1年
選任理由	同氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、建設・不動産分野や、M&Aアドバイザリーの経験も有しております。 これらの豊富な見識と経験を活かし、社外監査役として当社の経営に対する監督機能を担っていただくことが最適と判断し、社外監査役といたしました。 (2021年6月 第47期 定時株主総会招集ご通知より)
独立性について	同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしており、独立性は十分確保されているものと判断します。
任期	2021年6月～2023年6月

当社コーポレートサイト:IR情報>株主総会>令和3年(2021年)3月期 第47期 定時
株主総会 招集通知

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/psbudc000000qwd-att/agehc400000290f4.pdf>

④ 機関ごとの構成員

役職	氏名	取締役	経営会議	監査役会	ガバナンス 委員会
代表取締役 社長	小林 克満	◎	◎		○
常務取締役	川合 秀司	○	○		
常務取締役	竹内 啓	○	○		
常務取締役	佐藤 功次	○	○		
取締役	内田 寛逸	○	○		
取締役	館 正文	○	○		
取締役	守 義浩	○	○		
社外取締役	山口 利昭	○			◎
社外取締役	佐々木 摩美	○			○
社外取締役	庄田 隆	○			○
社外監査役	入谷 淳	○			○
社外監査役	鶴野 正康	○	○	◎	○
社外監査役	松下 正	○		○	○
社外監査役	小林 憲司	○		○	○
執行役員	他 6 名		○		

※◎は議長、委員長を表す

2021年6月30日時点

当社コーポレートサイト:IR情報>決算資料>2021年3月期>通期>有価証券報告書
p.46

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/agehc4000000p4i8-att/agehc4000002fqlk.pdf>

2) 株主総会

行動規範 2.①

私たちの約束 株主様へ②③

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。加えて、複数名の社外取締役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

コーポレートガバナンス・コード

基本原則1 株主の権利・平等性の確保

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(2) 株主総会に対する考え方

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話がなされ、かつ株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。

コーポレートガバナンス・コード

原則1-2 株主総会における権利行使

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(3) 株主総会権利行使のための情報提供

当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合は、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しています。

そのため、当社が株主に十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、当社コーポレートサイト及び東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、速やかに情報を開示しています。また、株主総会招集通知において、株主の皆さまの適切な判断に資するよう、事業報告については図表等を用いた平易な説明と、株主総会議案については提案理由をできるだけ詳細に記載するよう努めております。さらに、役員を選任においては、各候補者から株主の皆さまに向けてのコメントを掲載するなど、株主の判断に資すると考えられる情報を積極的に提供しています。

【招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。招集通知については、法定期日より1週間以上前(株主総会開催日3週間以上前)に発送を行っています。さらに、招集通知の発送日前に、招集通知の日本語版・英語版とともに、当社コーポレートサイト、東京証券取引所のウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームに開示しています。

コーポレートガバナンス・コード

補充原則1-2 ① 株主総会での権利行使における的確な情報提供

補充原則1-2 ② 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(4) 株主総会関連の日程の適切な設定

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであると認識しています。そのため、当社では、毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っています。

なお、2020年3月期の株主総会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1集中日の開催となりました。

コーポレートガバナンス・コード

補充原則1-2 ③ 株主総会関連の日程の適切な設定

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(5) 少数株主の権利保護

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。

また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなど、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

コーポレートガバナンス・コード

補充原則1-1 ③ 少数株主の権利確保

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/img/cgc.pdf?20211227>

(6) 株主総会議案の反対票の原因分析

当社では、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行っています。議案の賛否結果については、当社コーポレートサイト等で開示しています。

当社コーポレートサイト:IR情報>株主総会>2020年3月期 第47期>第47期 定時株主総会 議決権行使結果

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/psbudc0000000qwd-att/agehc4000002h1pb.pdf>

(7) その他、株主総会に関連するトピックス

当社コーポレートサイト:IR情報>株主総会

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>

3) リスクマネジメントと腐敗防止

行動規範 1.①②、2.②③

私たちの約束 取引先様へ①②③

(1) リスクマネジメント

① リスク管理体制

当社は、グループ全体の事業活動に関するあらゆるリスクを的確に把握し、リスクの発生頻度や経営への影響を低減すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的に行っています。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けるとともに、内部監査室からも適宜報告を受けることで、全社的なリスク対応を推進しています。

② 事業リスクの認識

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>事業リスクの認識

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/risk.html>

③ BCPの整備

日本全国で事業を展開する当社グループにとって、不測の事態の発生は事業継続に支障をきたすという認識のもと、事業継続への取り組みを経営戦略における重要な要素と捉え、事業継続計画書(BCP)を策定しています。事業継続計画書は、地震や大規模な水害などの自然災害や感染症の流行(パンデミック)など、非常時の行動基準や意思決定体系についてまとめており、事業継続と早期再開に向けた基本的な対応方針だけではなく、他社に先駆けた情報発信・有効な支援など、社会的責任を果たすための行動方針についても定めています。

加えて、自然災害および感染症の流行(パンデミック)を想定した従業員安全確保の手引きとして、災害時「初動対応マニュアル」を策定しており、今般の新型コロナウイルス感染症拡大についても、同マニュアルに則した対応を行っています。

【新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応】

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、当社グループでは、独自の事業継続計画書(パンデミック編)に則り、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大防止に向け、状況の把握と情報の集約、迅速な対応に努めています。

〈パンデミック事業継続計画 基本方針〉

- ① 従業員とその家族の生命および安全を守る
- ② 継続すべき重要業務を遂行する
- ③ ステークホルダーへの説明責任を果たす
- ④ 感染拡大防止に努める

〈新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する主な施策〉

- ・ 政府や各自治体の要請に沿った事業所・施工現場の閉鎖、および当社グループ主催イベントの延期・中止
- ・ 在宅勤務・自宅待機の徹底、社内外における会議やミーティングのオンライン化
- ・ 特設 WEB サイトの開設によるステークホルダーへのトップメッセージ、および関連情報の集約・発信
- ・ 業界初となる家賃猶予措置の実施、およびガス料金の割引・支払い猶予の実施

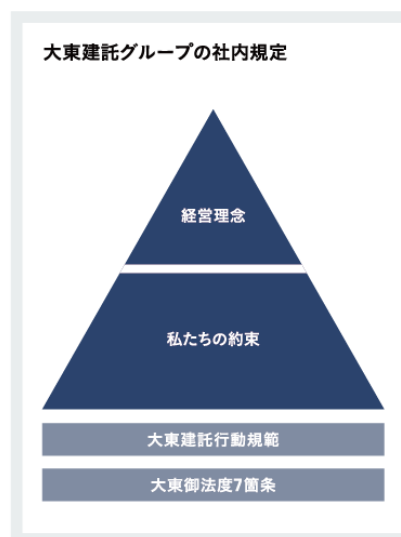
当社コーポレートサイト:新型コロナウイルス感染症拡大に対する大東建託グループの対応
<https://www.kentaku.co.jp/etc/info/info202005/>

(2) コンプライアンス

① コンプライアンス基本方針

当社グループ従業員がとるべき行動基準・指針を定めた「大東建託行動規範」、当社グループ一連の規則の中で特に重要な禁止事項を定めた「大東御法度 7 箇条(最大懲罰は解雇)」をコンプライアンスにおける準則とし、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスの徹底を図っています。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を社会から排除していくことは重要な社会的課題であるという認識のもと、企業の社会的責任(CSR)およびコンプライアンスの観点から「反社会的勢力排除に対する基本方針」を定め、不当・不法な要求には一切応じることなく、組織全体として反社会勢力に対応することを誓っています。



【関連する社会変化・社会課題と当社グループの対応】

関連社会変化・社会課題	当社グループの対応
<ul style="list-style-type: none"> ● 税制改正(相続税、消費税等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社外監査役の設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 法施行・法改正(労働基準法、建築基準法等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連部門の設置(法務部、コンプライアンス推進室、内部監査室等)
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業不祥事の増加(個人情報漏洩、ハラスメント等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内外に内部通報窓口を設置
<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対するコンプライアンス教育の徹底

【大東建託行動規範】

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コンプライアンス>大東建託行動規範
<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/compliance.html>

【大東御法度7箇条】

大東御法度 7 箇条は、当社一連の規則の中で特に重要な禁則(禁止事項)を「御法度」として定め、従業員に注意喚起をはかり「最大懲罰は解雇」とあらかじめ周知することで、その徹底を図っています。

2020年10月には、あおり運転に関する条文の追加や文書偽造の禁止などを「当然の禁止事項」としてまとめるなど、社会情勢や社会からの要求に合わせた改訂を行うことで、健全な事業活動を推進しています。

大東御法度 7 箇条

1. 取引業者からの供給等の禁止

業者からの個人的な接待・贈り物は一切認めない。発覚時は業者も取引停止とする

「昼食くらい、缶コーヒーくらいは良いだろう…、些細な品物だからもらっても良いだろう…」を含め、厳しく禁ずる。取引は人間関係主体ではなく、あくまでもビジネスの優劣で公正に判断する。会食などが必要な場合には、予め会社に報告し、許可を得て行うこと。

2. 社内及び社外関係者との金品を賭けた遊戯 (麻雀・ゴルフ・ボーリング・カラオケ等)の禁止

業務時間内は言うまでもなく、時間外も認めない

ギャンブルの持つ悪習(金銭やりとりや貸借)は排除し、社内外に仕事中心のクリアな人間関係を作る。

【基本的方針】

- ・ 金銭を賭けることは禁止
- ・ 役職上位者が優越的地位を利用して強制することは禁止
(参加者全員の合意のもと全員で出し合った資金で懸賞品(物品)を出すことは可)

3. 飲酒運転・妨害運転(あおり運転)の根絶

休日も含めて、飲酒運転・妨害運転(あおり運転)は絶対にしてはならない。させてはならない

免許取消・停止となれば業務を行うための必要条件が欠けるし、人身事故を起こせば被害者ばかりか双方の家族の人生までも破壊する。社内行事などの際には責任者が全員の帰宅方法を確認し、遵守させることで飲食会解散後の不始末も排除する。

4. 中元・歳暮の禁止

役員・社員、全ての社内贈答慣習を排除する

慣習が生む社員間相互の無駄をなくし、同時に“いわゆる貸し借り・恩義の関係”を作らない。但し、本人が出席をする「結婚式祝儀」はのぞく。また葬儀の際の香典・供花などは委員会が一括して行うものであり、個別に行うことは要しない。

5. 会社制度に関連する個人的謝礼の禁止

社員間の成果給などの按分や上司への御礼接待、
社内外の間接的協力者への個人的謝礼は禁止する

報奨はあくまでも会社規定を基準に会社だけが支給するものであり、歪曲して運用してはならない。例外対応が必要な場合には、会社に報告して判断を求めること。

6. 社員間・顧客・取引先との金銭貸借や投資勧誘の禁止

社員間や顧客との金銭貸借行為や投資勧誘行為を禁止する。発覚時には双方の社員に責任を問う
金銭の貸し借りは精神的な貸し借りにも発展し、社員間でも遠慮や忖度が生じるし、顧客との間でも会社に不利な取引や顧客が真に望まない取引が生じうる。また、返済が滞れば人間関係も毀損され、会社の信用まで損なう。投資の勧誘でも損失が発生すれば同様の事態になるし、対象先が取引先であっても同様である。

7. 文書の偽造・改竄・不実記載・不正使用の禁止

社内外で使用される文書を偽造・改竄・不実記載することは犯罪であり、作成や行使に関与してはならない

文書が信用できることは取引会社の基盤である。融資審査や社内手続きで使用される立地審査依頼書や融資証明書の偽造、預金通帳コピーの改竄、解約前提の契約書作成(架空契約・お願い契約)など、虚偽の文書の作成に関与したり、作成された虚偽の文書を社内外で使用することは犯罪であるから、絶対に行わないこと。

関連する申し合わせ

御法度の精神に準拠し、以下の事柄も社内では無用のものとして定めている。

- ① 役員・社員間での暑中見舞い、年賀状のやりとり
- ② バレンタインデーなど社会風習における形式的プレゼントのやりとり
- ③ 役員や上位者への形式的な仲人依頼(いわゆる、頼まれ仲人)

当然の禁止事項

1. 文書の偽造・改竄・不実記載・不正使用の禁止

お客様が負担すべき契約時金や受注申込金等の金銭を、社員が立て替えてはならない

お客様が負担すべき金銭を社員個人が立て替えて強引に契約を進めても、お客様の意欲不足・資金不足により解約トラブルを招くリスクが高いし、お客様の資金繰りについて会社や金融機関を騙すことに繋がり、更に重大なトラブルに発展する。立替が必要な場合には、会社事として、会社に申請して会社制度の中で対応すること。

2. 裏約束・個人的補填の禁止

契約を獲得するためやトラブル解決のために、会社承認を得ていない条件を口頭または文書でお客様や取引先に約束したり、個人的に金銭を負担してはならない

取引の当事者は会社であるから、勝手な裏約束は重大な背信行為であるし、個人的補填は重大な越権行為である。対応が必要な場合には、会社に報告して判断を求めること。

3. 養子縁組・遺贈・贈与の禁止

お客様やご家族と、養子縁組をしたり、遺贈・贈与を受けてはならない

お客様との関係は、あくまでも仕事上のものであり、お客様からの信頼を利用して、個人的な利益を得てはならない。

【反社会的勢力排除に対する基本方針】

当社コーポレートサイト:IR情報>ガバナンス>コンプライアンス>反社会的勢力排除に対する基本方針

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/compliance.html>

【個人情報保護方針】

当社コーポレートサイト:会社概要>個人情報保護方針

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/outline/privacypolicy.html>

② コンプライアンス推進体制

当社は、業務執行取締役の相互監視に加え、社外取締役を複数名選任し、かつ監査役については全員を社外監査役とすることで、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの監視及び監督を強化しています。

また、グループ全体の事業活動に関するあらゆるリスクを的確に把握し、リスクの発生頻度や経営への影響を低減すべく、リスクマネジメント委員会を設置し、グループ経営上重要なリスクの抽出・評価・見直しの実施、対応策の策定、管理状況の確認を定期的実施しています。特に経営上・事業上重要なリスクに関しては、取締役会においても重点的にモニタリングしつつ、定期的に状況報告を受けるとともに、内部監査室からも適宜報告を受けることで、全社的なリスク対応を推進しています。

【内部監査室】

監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社に対して監査を実施しています。被監査部門に対する改善事項の指摘・指導や従業員へのインタビューを行うなど、業務遂行状況や問題点の実態を把握することで、監査の実効性を確保しています。監査結果は取締役及び監査役へ報告がなされ、報告された監査結果に基づき、必要に応じて取締役及び監査役が是正・改善指示を行っています。

【J-SOX 担当部署】

財務報告に係る内部統制計画及び方針に基づき、全社的な内部統制の状況、業務及び決算・財務報告のプロセスについて適正性を監視し、その結果を担当取締役及び監査役へ随時報告を行っています。

【コンプライアンス担当部署】

コンプライアンスに関する社員への啓発や事案等の審議を行い、法令遵守の状況を監視しています。加えて、コンプライアンス担当部署及び外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設置し、不正行為の早期発見と是正に努めるとともに、同部署が主導となり、執行役員や全社員を対象としたコンプライアンスに関する教育や情報提供を定期的に行い、遵法意識の向上と不正防止等を推進しています。

③ 内部通報制度

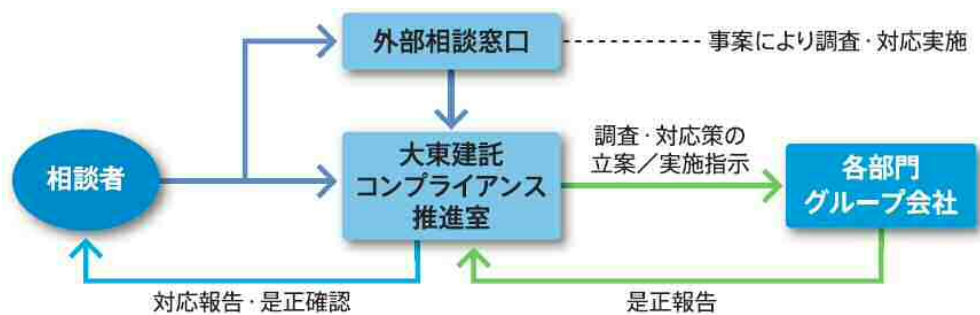
当社は、内部通報に係る社内規程を策定し、かつコンプライアンス推進部署内及び外部の弁護士事務所に内部通報窓口を設けています。

内部通報は、社内イントラネットに通報用のデータベースを設けているほか、電話・FAX・郵便・電子メール等の様々な方法により通報できる体制を整えており、メールマガジンやアンケート等で定期的に社員へ周知しています。

また、内部通報があった場合、コンプライアンス推進部門から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っています。

加えて、取締役会から指名を受けたコンプライアンス部門管掌取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行うとともに、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を適宜行っています。また、通報者が特定されないように調査を進めることや調査内容等に関する守秘義務、会社が通報者に対して解雇やその他いかなる不利益な取り扱いを行わないことを定め、通報者が保護される体制を整えています。併せて、判断に迷った時の指針となる「コンプライアンス・カード」の運用、就労環境やハラスメントに関するヒアリングやアンケート調査等、従業員をフォローする取り組みを実施し、違反や不正行為等の早期発見につなげています。

【内部通報制度 体系図】



④ コンプライアンス教育

コンプライアンス推進室が主導となり、ハラスメントや情報セキュリティなどを題材にした全従業員向けのコンプライアンス研修を実施し、従業員のコンプライアンスに対する理解促進を図っています。

加えて、社内メールマガジン「コンプライアンス通信」の配信等を通じて、コンプライアンスにまつわる情報を定期的に発信し、遵守意識の醸成と、不正行為等の防止を図っています。

大東建託株式会社 〒108-8211 東京都港区港南2-16-1 <https://www.kentaku.co.jp>

お客様サービス室

0120-1673-43
cs@kentaku.co.jp

フリーダイヤル受付時間／午前10:00～午後5:00
(土日・祝日・夏期・年末年始の休業日を除きます。)

※本冊子に記載されている全ての情報は、著作権法およびその他の法律により保護されています。無断での引用や転載、複製は禁じられています。

ESG 追加レポート2021 (2022.03.30)